

平成22年度

社会技術研究開発事業

提案募集のご案内

[募集要項]

「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」

独立行政法人科学技術振興機構
社会技術研究開発センター

平成22年4月

平成22年度の提案募集にあたってのご注意

1. 応募方法について

提案は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により行っていただきます。

「社会技術研究開発事業」の研究代表者として応募する提案者は、e-Radに研究者情報を登録して、ログインID、パスワードを取得する必要があります。（グループリーダーは、応募時には研究者情報が登録されていなくても構いませんが、採択された場合には登録していただきます）。

e-RadのログインID、パスワードの取得にあたっては、1) 機関に所属する提案者については、e-Radにおける「研究機関」の登録と研究機関の事務担当者による提案者の「研究者情報」の登録が、2) 機関に所属していない提案者については、e-Radにおける「研究者情報」の登録が、事前に必要となります。登録方法については下記e-Radポータルサイトを参照してください。なお登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。一度登録が完了すれば、他府省等で実施する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他府省等で実施する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。これまで競争的資金に応募または助成を受けたことがない機関及び提案者の方（特定非営利活動法人、行政機関、民間企業等の機関及びその所属の方）は特にご注意下さい。

なお、「社会技術研究開発事業」への応募は、提案者ご自身から直接応募していただきます。

・ **社会技術研究開発センター 研究開発プログラム提案募集ホームページ：**

<http://www.ristex.jp/examin/suggestion.html>

・ **府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ポータルサイト：**<http://www.e-rad.go.jp/>

研究開発プロジェクト応募受付締め切り

（府省共通研究開発管理システム〔e-Rad〕による受付期限日時）

平成22年6月16日（水）正午12時<厳守>

2. 研究開発プロジェクトを募集する研究開発プログラム

1人の方が研究代表者として応募できる提案は1件のみです。以下の3つの研究開発プログラムの1つを選び、研究開発プロジェクト1件のみ提案を応募してください。

研究開発プログラム
「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」
「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」
「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」

※研究開発プログラム毎に募集要項、提案書の様式が異なります。ご注意ください。

3. その他

- 今回の提案募集に関する一般的な注意事項は、本要項の「V. 応募に際しての注意事項」（40～47 ページ）に記載しています。
- 今回の提案募集に関する新しい情報は、随時下記の「研究開発プログラム提案募集ホームページ」に掲載しますので、あわせてご参照下さい。
- 今回の提案募集に関するお問い合わせ先は、下記の通りです。

【お問い合わせ先】

お問い合わせは、なるべく電子メールでお願いします。

また、研究開発プログラム提案募集ホームページに、最新の情報を掲載しますのでご参照下さい。 <http://www.ristex.jp/examin/suggestion.html>

独立行政法人科学技術振興機構

社会技術研究開発センター 企画運営室 公募担当

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエアビル5階

E-mail : pub-t@jst.go.jp

Tel. 03-5214-0132（受付時間：10:00～12:00／13:00～17:00※）

Fax. 03-5214-0140

※土曜日、日曜日、祝祭日を除く

◆最新の情報は、研究開発プログラム提案募集ホームページをご覧ください。

目次

I. 募集・選考にあたっての領域総括の考え方	1
II. 研究開発領域の概要	3
III. 応募要領.....	13
1. 事業の趣旨	13
2. 選考スケジュール	13
3. 提案者の要件	13
4. 対象となる提案	14
5. 選考のプロセス	15
6. 選考にあたっての主な基準	16
IV. 研究開発プロジェクト提案書の記入要領.....	18
V. 応募に際しての注意事項	40
1. 提案書記載事項等の情報の取り扱い	40
2. 不合理な重複及び過度の集中の排除	40
3. 研究開発費等の不正な使用等に関する措置	42
4. 研究開発等の実施機関における研究開発費等の適切な 管理・監査の体制整備等について	43
5. 研究活動の不正行為に対する措置	44
6. その他	46
VI. 事業の概要	48
1. 事業の趣旨	48
2. 事業の概要	48
3. 事業の特徴	48
4. 領域総括	49
5. 研究開発プロジェクト及びプロジェクト企画調査の計画	49
6. 実施体制	50
7. 実施拠点	51
8. 研究契約と知的財産権の帰属	51
9. 研究開発費・企画調査費	52
10. 採択された研究代表者の責務	53
1 1. 実施機関の責務等	54
1 2. 評価等	55
1 3. 海外の機関に所属する者が研究開発プロジェクトまたは プロジェクト企画調査の実施者として参加する場合	56
VII. 平成 22 年度 社会技術研究開発事業の提案公募 Q&A.....	57
別添 1 : キーワード表	60
別添 2 : 研究分野表	62
別添 3 : 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募について	63
付録	
社会技術研究開発センター運営協議会 新規研究開発領域事前評価部会 新規研究開発候補に関する事前評価報告書	69

I. 募集・選考にあたっての領域総括の考え方

領域総括：秋山 弘子（東京大学高齢社会総合研究機構 特任教授）

日本は世界の最長寿国です。第2次大戦後まもない1950年には日本の平均寿命は50年、65歳以上の高齢者は人口の5%にすぎませんでした。20世紀後半に平均寿命の30年延長という驚異的な「寿命革命」を達成し、今や、日本人男性の平均寿命は79.29年、女性は86.05年となり、人生90年といわれる時代になりました。現在、高齢者は人口の22%ですが、20年先の2030年には、実に、人口の3分の1になります。そのうちでも急速に増加するのが、欧米で「人生第4期」(The Fourth Age)と呼ばれる75歳以上の人口です。後期高齢期とも呼ばれるこの年齢層の人口は20年間で倍増(1000万人増)し、「人生第3期」(The Third Age)(65-74歳)の人口を数においてはるかに凌ぎます。さらに、2030年には、1割の高齢者が認知症、4割が一人暮らしをしていると予測されています。80歳、90歳代の一人暮らしが一般的になるのです。このように、いまだ世界のどの国も経験したことのない超高齢社会が日本に到来します。寿命革命によって私たちに与えられた「人生第4期」という新たなライフステージを射程にいった高齢期を充実して幸せに生きるための指針を世界に先駆けて示し、それを可能にする生活環境を整備することは21世紀の日本に生きる私たちの重要な課題です。

私たちが住んでいるコミュニティや社会システムはおおかた、若い世代が多く人口がピラミッド型をしていた時代につくられたままで、これから日本が直面する超高齢社会のニーズにはとても対応できません。人口高齢化の影響は医療や福祉の領域にとどまらず、経済・産業・文化の広い領域で相互に関連する複雑な課題を提起しています。例えば、労働に従事しない依存人口比率の上昇や認知症・虚弱高齢者のケアなど深刻な問題が顕在化している一方、高齢者を社会資源と捉え、新しい雇用や産業の誕生に対する期待も高まっています。こうした課題を解決するためには社会の高齢化に応じた新たな価値観の創造と社会システムの抜本的見直しが必要です。

日本全国で約6000人の高齢者を20数年にわたって追跡調査した結果、男女合わせて約8割の人たちが70歳半ばまでは一人暮らしができる程度に元気ですが、その頃から少しずつ日常生活において助けが必要になってくることが明らかになりました。一般的には、80歳、90歳と年をとるにつれて徐々に多くの助けが必要になってきます。同時に、「人生第4期」は介護の対象というイメージがありますが、大多数の人たちは多少の助けがあれば、日常生活を続けることができるという実態も把握できました。この自立度の低下が始まる70歳半ば以降の人口が今後20年で倍増することを考えると、今、私たちが急いで何をしなければならないかは明白です。

ひとつは、下降の始まる年齢を2年でも3年でも延ばすこと、すなわち、健康寿命の延長です。身体・認知機能の維持によって可能となる健康寿命の延長は、高齢者個々人の「生活の質」を押し上げるだけでなく、社会全体にとっても、元気シニアの労働市場への参入や医療・介護費の削減など、大きな恩恵をもたらします。また、人生50年時代と人生90年時代の生き方はおのずと異なります。人生が倍近く長くなっただけでなく、人生を自ら設計する時代になりました。20歳前後に就職、そして結婚、子どもの誕生と続き・・・60歳で退職、といった

画一的な人生モデルは社会規範としての力を失いつつあります。多様な人生設計が可能になってきました。たとえば、人生90年あれば全く異なる2つのキャリアをもつことも可能で、1つの仕事を終えて、人生半ばで次のキャリアのために学校で勉強しなおすという人生設計もありえます。90年の人生を健康で、自由に、もてる能力を最大限に活用して生ききることは、長寿社会に生れた私たちに与えられた特典であり、チャレンジでもあります。人々の人生設計の可能性を開拓、拡張すると共に、その実現に資する「4-4. 研究開発プロジェクトの要素イメージ例」(8~9ページ)に示すような社会技術の開発が求められています。

もう一つの重要な研究課題は、高齢者人口の高齢化により、確実に増加が予測される助けが必要な高齢者の生活を支援する社会のインフラ整備です。多くの高齢者がピンピンコロリ(PPK)を望みますが、実際にはなかなかそうはいきません。徐々に身体や認知能力が低下し、医療や介助を必要とする時がきます。誰もが住み慣れたところで安心して自分らしく年をとることができる生活環境を整備するためには、医療・介護や収入などの生活保障のシステム、希薄化した人の繋がりづくり、高齢者人口の高齢化に伴い増加する認知症への対応、バリアフリーの住宅、移動手段、ICT、自立や介護の支援器機等の先進技術の日常生活場面における実装など、ハードとソフトの両面のインフラ構築に取り組む必要があります。

私たちは、まだこの国も解決したことのない高齢社会の課題に挑戦し、世界に先駆けてモデルをつくっていかねばなりません。多くの課題は、日常、私たちが生活する場にあります。したがって、ひとつの有効なアプローチは、私たちが生活するコミュニティの課題を解決し新たな可能性を追求する具体策を考案し、それを実際にやってみる社会実験です。いずれの課題も簡単には解決できないでしょう。社会実験では、生活者の目線からの課題の割り出しに始まり、解決を阻害する要因や活用できる資源、他での参考例のリサーチなど徹底した現状分析、現実的な達成目標の設定、創意に富む具体的な解決策の構想と設計、課題解決型の研究体制づくり、コミュニティにおける計画実施、実績の検証と計画の修正という過程を経て課題解決に到達します。このような取り組みには、従来の縦割りの学術分野に閉じこもらず、他の分野と連携する柔軟性が必要です。さらに、学術の世界を超えて、自治体や民間団体、住民と協働し、創造力を駆使して粘り強く現場の課題に取り組んでいく新たな形の研究体制と研究方法が求められます。日本ではいまだ未成熟なアクションリサーチとよばれる研究方法です。本領域の目標は、今後6年間に、こうしたアクションリサーチの拠点を全国十数か所に設立し、それらを有機的に繋いで、高齢社会の課題解決と新たな高齢社会のデザインを牽引していく強力なエンジン母体を創成することにあります。志を同じくする産学官民のメンバーが、それぞれの役割をしっかりと担って新たな高齢社会のデザインに取り組むとき、長寿を心から喜ぶことのできる社会の実現が可能になると確信しています。

II. 研究開発領域の概要

社会技術研究開発センターは、我が国における高齢社会に関する問題の解決に資する成果を得るために、新たに研究開発領域を設定し、研究開発を推進する。

1. 本研究開発領域の名称

「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」

2. 本研究開発領域の必要性

2-1. 我が国の現状、解決すべき問題と動向

- (1) 我が国においては、2025年には65歳以上の人口が総人口の約30%を超える。75歳以上の高齢者¹の急激な増加が特徴的であり、2010年に比較して、全国で700万人余の増加が見込まれている。特に都市部における増加が顕著であり、大きな地域差が生ずることが予想されている。このような状況は世界的に前例がなく、起こりうる問題の予測が極めて困難である。従って、我が国の置かれている現状を正確に把握し、問題点を洗い出し、対策の検討に向けた研究開発を実施することが急務である。
- (2) 平成21年12月30日に閣議決定された「新成長戦略（基本方針）」において、「課題解決型国家」を目指す二つのイノベーションとして、地球温暖化対策（「グリーン・イノベーション」）とともに、少子高齢化対策（「ライフ・イノベーション」）が挙げられている。医療・介護分野の革新を基本とした、「高齢社会の先進モデル」を打ち立てることが掲げられている。
- (3) 医療・介護分野の革新の重要性は明らかであるが、高齢社会に関する問題は一般に個別分野の取り組みによる解決は困難であると指摘されており、学問として、学際的な研究を志向するジェロントロジー（老年学）も成立している。そのため、人文学・社会科学的観点も含め、あらゆる観点から問題解決の可能性を追究することが、より効果的な高齢社会のモデルを構築することにつながると考えられる。例えば、社会における高齢者の力をより効果的に活用する場を創出することや、無理のない形で自立・自律を促し、要介護状態の改善と生活の質の向上につなげたりすることを含め、様々なことが考えられる。
- (4) 一方、高齢社会の様態や、地域、コミュニティにおける具体的な問題は日本全国一律ではなく、都市部や過疎地等の地域特性、多様なコミュニティの特性に応じた課題の整理と、それに基づく社会システム構築といった観点も重要である。そのために、適切にフィールドを設定した上で社会実験を実施し、成果を共有することの必要性について、関係者の機

¹ 本領域において、高齢者とは、特に断りのない限り、65歳以上の方と定義する。

運が高まりつつあり、そうした研究開発の支援策を講じることが求められている。

(5) 社会技術研究開発センターとして行った本領域の予備検討状況と、公開フォーラムにおける来場者の関心の高さを参考として紹介する。

①本領域の趣旨、概念等についての意見・提案と、研究課題（プロジェクト）案の募集（平成21年10月14日～11月12日）

研究者（自然科学、人文・社会科学を問わず）、技術者、実務家、広く一般より募集したところ、41件の意見・提案、208件の研究課題（プロジェクト）案の応募があった。

②第9回社会技術フォーラム 新領域に関する社会との対話「将来の高齢社会に向けて私たちは何ができるか」（平成22年3月15日）

本領域の概要を説明し、広く社会と意見交換をすることを目的として開催した上記公開フォーラムでは、幅広い年齢層、幅広い職種等から250名近くの参加があった。参加者の意見は、高齢者の就労・社会参加に関するものをはじめ、様々であったが、基本的には本領域の考え方を支持するものであった。

これら2件の例は、本領域の研究開発に対する社会の関心の高さを如実に示すものである。

2-2. 社会技術研究開発事業における研究開発の必要性

(1) 高齢社会に関する研究は、国や民間の各種研究開発助成等を受けて行われてきたが、具体的な問題解決に資する成果を得るという観点からは、必ずしも十分とは言えないのが現状である。例えば、文部科学省の科学研究費補助金においては、医学、看護学、福祉工学、都市計画、交通工学といった自然科学系の分野から心理学、社会学、社会福祉学、教育学といった人文学・社会科学系分野まで、様々な分野において研究が行われている。ただし、文部科学省の科学研究費補助金の目的が『「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させること』にあり、社会における実証実験を伴う研究開発と距離があることは否めない。また厚生労働省の厚生労働科学研究費補助金においては、臨床、長寿、地域医療、医薬品開発、行政政策といった分野で研究が実施されているが、目的が厚生労働省の『行政施策の科学的な推進』の確保に特化している。経済産業省（新エネルギー・産業技術総合開発機構：NEDO）や科学技術振興機構（JST）などがこれまでに推進してきた研究開発は、基本的に介護・福祉機器等の要素技術開発に重点が置かれている。また、民間における研究開発助成は、金額、期間とも限定的であるものや、必ずしも高齢社会に関する問題に特化していないものが多い。研究開発の規模（研究開発費・採択件数等）としては、医療分野を代表とする自然科学系分野が大きなウェイトを占めており、人文学・社会科学系分野については限定的である。

(2) しかしながら、高齢社会に関する問題は、問題解決に資する成果を得るという観点で見れば、従来の個別分野に特化した研究開発では対処しきれないものが多々存在する。特に、高齢者自身の心理状態、身体状態、社会的立場等を考慮するような分野横断的視点

のみならず、現場の関与者の参画が欠かせないことなど、研究手法、研究体制ともに解決すべき課題は多い。研究者と現場の関与者が一体となって取り組む研究開発が効果的と言われているが、制度としてそうした活動を支える仕組みが十分ではないと指摘されている。また、人や社会が直接の研究対象となることから、人文学・社会科学系分野と、自然科学系分野とのバランスの良い取り組みが求められている。

(3) 以上に加えて、高齢社会の問題解決に関わる研究開発を実のあるものにするためには、社会における実証実験を伴うようなものも含む研究開発を強力に推し進める必要がある。しかしながら、現行制度の下でそうした研究開発を実施することは困難であり、研究者、現場の関与者の連携による、問題解決に向けた分野横断的研究開発を推進する仕組みを整備し、実行に移すことが急務である。社会技術研究開発事業は、もとよりこうした仕組みを作り実施してきたものであり、具体的な研究開発プロジェクトで、異分野の研究者間、研究者と現場の関与者間の協働を含め、実績を積み重ねており、高齢社会に関する問題の解決に向けた研究開発を効果的効率的に進めることに貢献すると考えている。

(4) 以上により、高齢社会の問題の解決にあたり、社会技術研究開発事業において研究開発領域を設定し、研究開発を推進することが必要であると考ええる。

3. 研究開発領域について

3-1. 目標

本領域で達成しようとする目標は以下の通りである。²

- (A) 高齢社会に関わる問題について、地域やコミュニティの現場³の現状と問題を科学的根拠に基づき分析・把握・予測し、広く社会の関与者の協働による研究体制のもとに、フィールドにおける実践的研究を実施し、その解決に資する新しい成果（プロトタイプ）を創出する。
- (B) 高齢社会に関わる問題の解決に資する研究開発の新しい手法や、地域やコミュニティの現場の現状と問題を科学的に評価するための指標等を、学際的・職際の知見・手法に基づき体系化し提示するための成果を創出する。
- (C) 本領域の研究開発活動を、我が国における研究開発拠点の構築と関与者間のネットワーク形成につなげ、得られた様々な成果が、継続的な取り組みや、国内外の他地域へ展開されることの原動力となること、また多世代にわたり理解を広く促すことにつなげる。

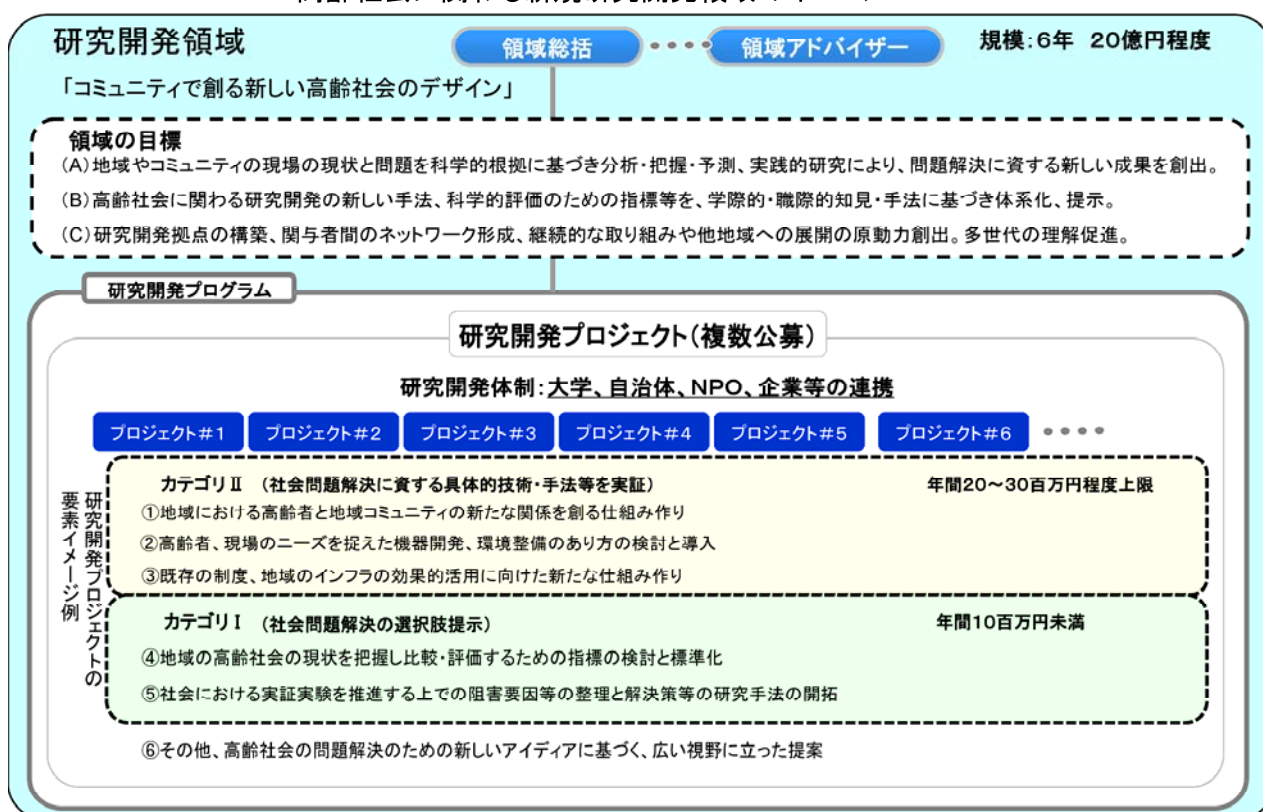
² 本領域の目標は、原則として領域の存続期間中変更しない。ただし、期中に目標が十分達成される場合や、目標変更により発展的、効果的な成果を得られると、センターが判断した場合は、一定の手続きを経て目標を変更することが可能であるものとする。

³ 行政区、学区等に限らず、共通の目的、価値に基づいて活動する人々の集まりや、企業、コンソーシアム等の団体、関連する職種等のコミュニティに関わる現場も対象とする。

3-2. 設置期間、研究開発費、構成等

- ・研究開発領域の設置期間は、平成22年度から平成27年度（領域の事後評価期間を含む）
- ・研究開発費は6年間の総額で20億円程度を予定。
- ・本領域には、開始時点で1つの研究開発プログラム「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」を設置し、複数の研究開発プロジェクトを実施することで領域における研究開発を推進する。
- ・センターは、プロジェクトの提案を広く公募し、優れた提案を採択して研究開発に対する助成を行う。
- ・領域運営の責任者として領域総括を設置し、研究開発領域のマネジメントを行なう。
- ・領域総括に対し専門的助言を行なう領域アドバイザーを設置する。

高齢社会に関わる新規研究開発領域のイメージ



4. 研究開発プロジェクトについて

本領域で公募する研究開発プロジェクトは以下の通りである。

4-1. 成果の方向性と領域の目標との対応

プロジェクトが達成しようとする成果としては、何らかの知識を得ることに留まらず、社会の問題の解決に資する具体的な成果として、応募の段階で、以下に掲げるカテゴリーⅠ、カテゴリーⅡのいずれかを明示することが求められる。

カテゴリーⅠ

社会の問題を解決するための選択肢を提示しようとするもの（研究開発のあり方や科学的評価のための指標等の体系化など）

カテゴリーⅡ

社会の問題の解決に資する具体的な技術や手法等についてその実証まで行おうとするもの

本領域においては、領域目標の（A）については主にカテゴリーⅡプロジェクト、（B）については主にカテゴリーⅠプロジェクトの成果をもって達成する。領域目標の（C）については、全てのプロジェクトを含む領域全体の活動として達成する。

4-2. 期間・研究開発費

◇ プロジェクトの実施期間

3年を上限とし、研究開発の内容により調整する。

（プロジェクト評価の結果を勘案して、研究を継続することでさらなる卓越した成果が出る
と判断できる場合は、領域の継続期間の範囲内（1～2年）で期間を延長する可能性も考慮
する）

◇ 研究開発費（含間接経費）：

下記のように設定する。いずれも上限額であり、実施内容により調整する。

カテゴリーⅠ：10百万円未満／年とする。

カテゴリーⅡ：20～30百万円／年程度を上限とする。

◇ 公募の実施、採択件数

公募は、原則として最初の3年度の間実施する（計3回実施）。採択件数は、提案の応募の内容・状況により、年度ごとに柔軟に判断する。

（参考）プロジェクト企画調査について

プロジェクト企画調査は、関与者による具体的なプロジェクト提案の検討に対する助成を行なうものである。本領域では、プロジェクト企画調査の提案は募集せず、研究開発プロジェクト提案のうち、構想としては優れていても研究開発プロジェクトとして実施するためにはさらなる具体化が必要なものについて、プロジェクト企画調査に変更して採択することがある。

- ◇ プロジェクト企画調査の期間、調査費： 半年、数百万円
- ◇ プロジェクト企画調査として採択された場合は、半年間で企画を具体化するための企画調査を実施し、次年度以降に再度、研究開発プロジェクトの提案として応募することが期待される。応募された提案は他の提案と同様に審査される。

4-3. 研究開発体制

研究開発プロジェクトを実施するにあたっては、以下の指針に基づく体制を整えることを求める。

- (1) 研究代表者は、現場で問題解決に取り組む人々と研究者が協働するチーム（数名～20名程度）を編成し、研究開発の実施期間を通じ、リーダーシップを持って自ら研究開発を推進する者であれば、職業研究者であるかどうかは問わない。ただし、研究代表者自らが、国内の組織・団体等に所属して当該組織・団体等において研究開発を実施する体制を取ること。
- (2) 研究者としては、人文学・社会科学系と自然科学系研究者の双方が参画すること。
- (3) 現場で問題解決に取り組む人々や組織としては、企業、行政、各種法人、市民団体など、幅広い範囲を想定し、研究実施者または研究協力者として、実質的にプロジェクトに関わることを求める。本領域においては、特に、高齢者自身が何らかの形で研究開発に参画することに配慮して研究を企画すること。
- (4) プロジェクト終了後に取組が継続して行われる観点からも、必要に応じて、関係自治体の関与の可能性について検討すること。

4-4. 研究開発プロジェクトの要素イメージ例

本領域における研究開発プロジェクトの要素イメージの例は以下の通りである。これらは現段階での想定であり、採択する分野、内容を限定するものではない。高齢社会の問題解決にあたっては、高齢者自身の心理状態、身体状態、社会的立場等を考慮した対応が求められること、また、人や社会が直接の研究対象となることから、心理学、社会学、経済学等、人文学・社会科学系分野や医学、看護学、福祉工学等、自然科学系分野という複数分野に渡る広い知見が必要である。例示以外のものも含め、問題解決のための効果的かつ斬新なアイデアに基づく、広い視野に立った提案を求める。なお、各例示タイトルの後の【】内は、該当カテゴリーを示す。

①地域における高齢者と地域コミュニティとの新たな関係を創る仕組み作り【Ⅱ】

将来の高齢社会において、持続可能な地域作りの観点も含め、科学的知見を活用して高齢者の力を地域で活用するための仕組みを構築するため、例えば、地域の高齢者事情を踏まえた新しい仕事の場を創出、地域コミュニティ（地元企業、商店街等の既存の仕事の場を含む）で持続するためのシステムを体系化し、身体的、心理的に無理なく働くことのできる環

境と合わせて導入、効果検証と改良を通じて、最適化する。

また、地域コミュニティと疎遠になりがちな高齢者が、無理のない形で、必要な時に必要な助けが遠慮なく得られるような仕組みの構築に向けて、高齢者の心理状態に配慮し、無理なくコミュニティと接点を持つことのできるコミュニケーション支援技術を開拓する。地域コミュニティとのつながりを持つきっかけを作り、助けを得ることの抵抗感を軽減するための方策とあわせ考える。

②高齢者、現場のニーズを捉えた機器開発、環境整備のあり方の検討と現場への導入【Ⅱ】

既存の、または開発中の生活機器について、高齢者のニーズや使用される環境を系統的に整理・分析し、簡便な操作でカスタマイズ可能な形に改良したものを実際に導入して効果を検証するなど、高齢者向けの機器開発や高齢者を取り巻く様々な既存の環境について、使用者のニーズや心理状態等を反映できていない要因を明らかにし、現場への導入をはかる方策を実証実験を実施し立案する。

③既存の制度、地域のインフラ等の効果的活用に向けた新たな仕組み作り【Ⅱ】

介護、交通、医療、金融、住宅等に関する、高齢者を取り巻く様々な制度や地域の各種インフラを、高齢者の視点から再評価し活用の方策を探る。制度、地域インフラの盲点、高齢者が使用するにあたっての阻害要因等を見出し、それらを回避し改善するための方法を、実証実験により具体的に策定する。

また、高齢者の安全安心の実現のために制度、地域の各種インフラを複合的に活用するための具体的な仕組みを、実証実験を実施し構築する。

④地域の高齢社会の現状を把握し比較・評価するための指標の検討と標準化【Ⅰ】

従来の学術研究の成果として得られている、QOL、生活機能、幸福度等の指標について、広く実践的研究の効果測定に使える形に発展させるための指針を提示する。高齢社会へ適用するにあたっての問題点を整理し最適化することや、地域やコミュニティの特性に依存しないように改良すること、評価対象となる高齢者や地域住民の視点、指標による測定結果が社会にあたえる影響等、様々な観点からの検討を行う。

⑤社会における実証実験を推進する上での阻害要因等の整理と解決策等の研究手法の開拓【Ⅰ】

社会における実証実験を実施するにあたり障害となりうる制度、様々な分野の研究者と様々な現場の関与者が効率的に協働するための工夫、実証実験に多様な高齢者が関わるための手法等を、科学的根拠や手法に基づき系統的に整理し、高齢社会の問題解決に向けた研究開発を推進する上で有益な知見の集大成として打ち出す。

⑥その他

次に掲げるようなものも含め、問題解決のための新しいアイデアに基づく、広い視野に立った提案を求める。

- ・世界に前例のない高齢社会に向けて、新たな価値観を見出し共有。
- ・体力や生活機能を少しでも長く維持するためのコミュニティでの取組。
- ・経験を生かし、学習能力の低下を補いつつ、新たな知見を無理なく習得する高齢者に最適化された学習法。

4-5. 本領域で対象としない研究開発要素のイメージ

本領域で対象としない研究開発プロジェクトのイメージは、原則として以下の通りである。

- (1) ロボット、支援機器、計測器、医療機器等の機器開発に関わる要素技術（個別部品、モジュール、駆動機構、制御ソフト等）の研究開発、医療技術や医薬品の研究開発、老化のメカニズム解明や遺伝子分析等、理工学的な要素技術の研究開発を主目的とするもの。
- (2) ロボットやシミュレーションソフト等、ハードウェア、ソフトウェアを問わず、製作そのものを目的とする研究開発。
- (3) 年金制度や医療制度等を対象としたマクロレベルのシミュレーション・分析や、それに基づく政策提言。
- (4) 調査、データ収集や測定のみを実施するような、研究開発の要素に乏しい取り組み。

5. 研究開発領域のマネジメント

センターにおける研究開発領域のマネジメントは、下記のように推進する。

- (1) 領域運営の責任者として領域総括を設置し、研究開発領域のマネジメントを行なう。
- (2) 領域総括に対し専門的助言を行なう領域アドバイザーを設置する。領域アドバイザーは研究者のみならず、現場の関与者を含め、産学官市民のバランスに配慮して選出する。
- (3) 領域総括、領域アドバイザー、事務局が一体となり、下記のような活動をする。
 - ・研究開発プロジェクトの募集・選考⁴
 - ・領域会議・・・領域総括、領域アドバイザー、センター事務局が集まり、領域の運営に関わる諸事項について議論を行う。月1回程度開催。
 - ・サイトビジット（現地視察）・・・実際に研究開発が実施されている現場を訪問・視察し、研究開発の推進状況を把握するとともに、必要に応じて実施者に直接助言を行う。
 - ・領域全体会議・・・領域の関係者（領域総括、領域アドバイザー、研究開発実施者、セ

⁴ 研究開発プロジェクトの採択にあたり、類似する複数のプロジェクトがある場合は、調整により一つのプロジェクトとすることを条件とすることがある。

ンター事務局)が一堂に会し、研究開発の進捗状況の報告や、研究開発推進及び領域運営に関わる議論を行い⁵、関係者間の意識共有やプロジェクト同士の交流により、ネットワーク形成およびそれぞれの研究の向上を目指す。

- (4) 領域総括は、必要に応じて、研究費の調整やプロジェクトの統廃合をも含む見直しを行う。
- (5) 領域運営は、社会の状況や領域における研究開発の進捗状況に応じて、公募採択方針の変更も含め、柔軟に対応する。
- (6) アウトリーチ活動（成果報告会等のシンポジウム、Web等での情報発信など）を積極的に行う。
- (7) 外部関与者との人的ネットワークを構築する。成果の将来的な普及・定着を視野に入れ、国・自治体・企業・NPO等、当該問題に関する事業に深く関連する機関との連携を様々なレベルで取ることができるよう、積極的に働きかける。

6. 研究開発の評価

センターは、研究開発領域（研究開発プログラム）および研究開発プロジェクトを対象とした評価を行なう。

6-1. 研究開発領域（研究開発プログラム）の評価

- (1) 研究開発領域（研究開発プログラム）については、中間評価及び事後評価を実施する。
- (2) 一連の評価は、社会技術研究開発センターの評価委員会が行う。

6-2. 研究開発プロジェクトの評価

- (1) 提案は、領域総括が領域アドバイザー等の協力を得て選考を行う。その結果に基づいてセンターは実施する研究開発プロジェクトを選定する。
- (2) 全ての研究開発プロジェクトについて事後評価を実施する。
- (3) 全ての研究開発プロジェクトについて、研究開発終了後一定期間を経たのち、追跡調査を行い、その結果に基づき追跡評価を実施する。
- (4) プロジェクト選定以外の一連の評価は、社会技術研究開発センターの評価委員会が行う。

7. 留意事項

- (1) プロジェクト提案の計画・立案にあたっては、重要な課題ではあるがこれまでに、解決の方向性や手段が明示されていないもの、分野横断的であるために明確な課題設定と

⁵ 全国に広がる研究実施者が一堂に会し、短期集中的に議論を効率よく行うために、合宿形式で行うことも想定する

解決への糸口が明示されていないもの、及び今後重要となることが予想されるにもかかわらず十分検討されていないものを取り上げるような点を重視すること。達成しようとする目標及び成果と、それを実現するための研究体制、スケジュールを明確かつ具体的に示し、計画、実施、評価、改良のサイクル（P D C Aサイクル）の着実な実行により、それらを明示し検討すること。

- (2) プロジェクト提案の計画・立案にあたっては、高齢者人口（特に75歳以上）が急速に増加する2025年まで、およびそれ以降の状況（人口動態、各種インフラ、高齢者像等の変化）と起こりうる問題に配慮し、その将来的な解決をも視野に入れることが望ましい。
- (3) 解決すべき問題の内容に応じて、研究開発を実施するコミュニティ（都道府県、市区町村、字等の行政区に限らず、小学校区、団地等の地域、共通の目的、価値に基づいて活動する人々の集まりや、企業、コンソーシアム等の団体、関連する職種等）を、適切に選択すること。コミュニティは一つに限る必要はなく、関係する複数コミュニティで研究開発を実施することも含め、具体的に明示することが求められる。
- (4) 経済的な持続可能性を含め、研究開発終了後の取組みの持続可能性、地域社会やコミュニティの持続可能性に対するプロジェクトとしての位置づけを提案時に明らかにすること。
- (5) 社会を直接の対象とし、個人の価値観にも影響を与える研究開発となる可能性があることから、あらかじめ成果の負の影響や、データ・事例の収集・処理についても十分考慮し、膨大な社会的コストを要求することや、多大な犠牲を払うことなどのないよう、計画段階から十分検討すること。
- (6) 生活者の参画、男女共同参画等の多様な観点も含め、地域やコミュニティの多様な関係者が参画することに配慮すること。

Ⅲ. 応募要領

1. 事業の趣旨

独立行政法人科学技術振興機構（JST）社会技術研究開発センターは、社会の具体的な問題の解決を通して、新たな社会的・公共的価値の創出を目指します。社会問題の解決に取り組む関係者と研究者が協働するためのネットワークを構築し、競争的環境下で自然科学と人文・社会科学の知識を活用した研究開発を推進して、現実社会の具体的な問題解決に資する成果を得るとともに、得られた成果の社会への活用・展開を図ります。

社会技術研究開発事業は、社会技術研究開発センターにおいて社会問題解決に重要と考えられる研究開発領域を設定し、領域ごとに研究開発プログラムを設定して提案を募集し、選定された研究開発プロジェクトを推進するものです。

2. 選考スケジュール

本研究開発プログラムの選考の主なスケジュールは、以下の通りです。

<下表に記載の日付は、全て平成 22 年>

研究開発プロジェクト募集開始	4月22日（木）
研究開発プロジェクト応募受付締め切り （府省共通研究開発管理システム[e-Rad]による受付期限日時）	<u>6月16日（水）</u> <u>正午12時<厳守></u>
書類選考期間	6月中旬～7月中旬
書類選考結果の通知	7月中
面接選考期間 （現在調整中：日程が確定次第提案募集ホームページに掲載します。） http://www.ristex.jp/examin/suggestion.html	8月中
採択の通知・発表	8月中
研究開発プロジェクトの開始	10月以降

ご注意）下線を付した日付は、確定していますが、他の日程は全て予定です。今後変更となることもあります。

3. 提案者の要件

研究開発プロジェクトの研究代表者となる方に自ら提案していただきます。提案者の要件は以下の通りです。

- ① 構想を実現するために問題解決に取り組む人々と研究者が協働するチーム（数名～20名程度）を編成し、リーダーシップを持って自ら研究開発を推進する方。

（注1）「問題解決に取り組む人々」とは、特定の社会問題の解決に向けて、現場で問題解決に取り組む関係者のことを指します。

② 研究代表者自らが、国内の機関に所属して当該機関において研究開発を実施する体制を取ることを。

(注 2) 「国内の機関」とは、大学、独立行政法人、特定非営利活動法人、公益法人、企業、地方自治体等を指します。ただし、所定の要件等を満たしている必要があります。詳しくは、「VI. 事業の概要 1 1. 実施機関の責務等」(54～55 ページ) を参照してください。

(注 3) 以下のいずれかの方も、研究代表者として応募できます。

- ・国内の機関に所属する外国籍の方。
- ・現在、特定の機関に所属していないものの、研究代表者として採択された場合、自らが国内の機関に所属して当該機関において研究開発を実施する体制を取ることが可能な方。
- ・現在海外に在住している日本人であって、研究代表者として採択された場合、自らが国内の機関に所属して当該機関において研究開発を実施する体制を取ることが可能な方。

③ 研究開発の実施期間を通じ、チームの責任者として研究開発の全体に責務を負っていただけの方。例えば、研究開発の実施期間中、日本国内に居住し、海外出張その他の理由により、長期(連続 3 ヶ月以上)にわたってその責任を果たせなくなる等の事情が無いことが求められます。

④ J S T は研究代表者に採択された場合には、その所属組織と委託研究契約を締結します。委託研究契約が締結できない場合は研究開発費等が使用できませんのでご注意ください。

4. 対象となる提案

研究開発プログラム
「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」
「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」
「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」

※募集要項は、研究開発プログラム毎に別冊となっています。

本募集要項は今回募集する研究開発プログラムのうち「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」の募集要項です。他のプログラム(「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」、
「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」)に応募される方は、

- ・社会技術研究開発センター 研究開発プログラム提案募集ホームページ：

<http://www.ristex.jp/examin/suggestion.html>

- ・府省共通研究開発管理システム (e-Rad) ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

のいずれかから、ダウンロードして下さい。

※研究開発プログラムの概要につきましては、「I. 募集・選考にあたっての領域総括の考え方」(1～2 ページ)、「II. 研究開発領域の概要」(3～12 ページ)をご参照下さい。

5. 選考のプロセス

- ① 提案は、研究開発プログラムごとに、領域総括が領域アドバイザー等の協力を得て、書類選考（一次審査）、面接選考（二次審査）等を行います。その結果に基づいて J S T は研究代表者及びその実施する研究開発プロジェクトを選定いたします。また、必要に応じて外部レビュアーの協力を得ることがあります。
- ② 公正で透明な評価を行う観点から、J S T の規定に基づき、提案者等に関して、下記に示す利害関係者は評価に加わらないようにしています。
 - a. 被評価者と親族関係にある者。
 - b. 被評価者と大学、国研等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者。
 - c. 被評価者と緊密な共同研究を行う者。
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは被評価者の研究課題の中での研究分担者など、被評価者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
 - d. 被評価者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
 - e. 被評価者の研究課題と直接的な競争関係にある者。
 - f. その他 J S T が利害関係者と判断した場合。
- ③ 選考に係わった領域アドバイザー等の氏名は、採択する提案の発表時に公表します。
- ④ 書類選考の結果、面接選考の対象となった提案者には、その旨を書面で通知するとともに、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等についてお知らせいたします。面接選考では、提案者に自ら研究開発プロジェクトの構想の説明をしていただきます。
面接選考の日程については、決まり次第、社会技術研究開発センターのホームページ上 (<http://www.ristex.jp/examin/suggestion.html>) にてお知らせいたします。
- ⑤ 書類選考、面接選考の結果については、採否にかかわらず、その都度提案者に通知いたします。
- ⑥ プロジェクト企画調査としての採択
研究開発プロジェクト提案のうち、構想としては優れていても研究開発プロジェクトとして実施するためにはさらなる具体化が必要なものについて、プロジェクト企画調査に変更していただき採択することがあります。
なお、プロジェクト企画調査の詳細については、「Ⅱ. 研究開発領域の概要 4-2. 期間・研究開発費」の「(参考) プロジェクト企画調査について」(7~8 ページ) をご覧ください。

6. 選考にあたっての主な基準

(1) 選考は、以下の要件を満たしているかどうかにより審査します。

* 以下の(a)～(g)は、カテゴリーⅠ及びカテゴリーⅡ(7ページ4-1.参照)に共通な基準です。

(a) プロジェクトの目標設定について

- ・ プロジェクトの内容が本研究開発領域の目標(5ページ3-1.参照)に合致しているか
- ・ 研究開発プロジェクトの必要性、新規性、先駆的独創性が明確に示されているか
- ・ 目標達成のために、創出しようとする成果が明確か
- ・ 本研究開発領域の目標の達成に向けて、このプロジェクトの成果が果たしうる役割が明確か

(b) 解決すべき問題の把握および課題について

- ・ 高齢社会に関わる問題について、コミュニティの現場の現状と将来起こりうる問題を、客観的な根拠に基づいて的確に把握しているか
- ・ 解決すべき問題の的確な把握に基づいて、プロジェクトにおける課題を明示しているか

(c) 研究開発を実施するコミュニティの選択について

- ・ 解決すべき問題の内容に応じて、地域特性や多様なコミュニティの特性を踏まえ、研究開発を実施するコミュニティを適切に選択し、選択理由とともに具体的に明示しているか

(d) 研究開発の具体的な計画について

- ・ コミュニティレベルの資源・インフラ・経済性を前提とし、経済的効率性、研究開発遂行力、協力者の確保、法的規制の有無等の観点から実行可能なプロジェクトであることが具体的に示されているか
- ・ 課題を解決するための研究開発のスケジュールや方法が具体的に示されているか
- ・ 研究開発を実施する上で、克服すべきことや障害を同定し、それらを乗り越えるための具体的な方法が明確か
- ・ プロジェクトが社会的倫理に反したものでないか

(e) プロジェクトの研究開発体制について

- ・ 研究代表者は、提案する研究開発プロジェクトを推進する上で十分な考察または経験を有しており、また、研究開発実施期間継続して研究開発プロジェクト全体に責任を持つことができるか
- ・ プロジェクトの課題に応じ生活者、特に高齢者自身の参画等の多様な観点を含め、地域やコミュニティの多様な関与者の参画があり、その協働の方法が示されているか
- ・ 研究者においては、人文社会科学系、自然科学系研究者の双方の参画があり、その協働の内容が明確であるか

(f) 研究開発プロジェクトにより創出される成果について

- ・ プロジェクトにより創出される成果⁶を、科学的手法に基づいて評価しようとしているか
- ・ 創出される成果の恩恵を受ける対象者やコミュニティの範囲、成果の恩恵を受ける方法が明確か

(g) 予算計画について

- ・ 提案内容に対して予算規模や予算配分が適切であるか

* 以下の (h) 及び (i) は、それぞれカテゴリー I またはカテゴリー II にのみ該当します。

(h) カテゴリー I に対する選考基準

- ・ マクロレベルのシュミレーション・分析、調査、データ収集にとどまらず、それらの結果に基づいて社会問題の解決に具体的な提案をしているか

(i) カテゴリー II に対する選考基準

- ・ カテゴリー II については、具体的な成果（特定の技術や手法等）の実証実験までカバーするとともに、実験を実施するのみにとどまらず、その実施結果を適切に分析し、改善すべき点を是正するように設計された、具体的で現実的な研究開発計画であるか
- ・ プロジェクト終了後、成果の持続可能性が、担い手、経済的な持続性・効率性、コミュニティの構成員のニーズの観点から明確に示されているか
- ・ 将来的な他のコミュニティへの展開、実装において、創出された成果を特定の個人、団体及び対象コミュニティにのみ還元するものではなく、広く社会一般に還元するものであるか

(2) 上記のほか、研究開発プログラム毎の独自の選考の観点や方針として、「I. 募集・選考にあたっての領域総括の考え方」（1～2 ページ）、「II. 研究開発領域の概要」（3～12 ページ）も踏まえて選考します。

(3) 研究開発費の「不合理な重複」ないし「過度の集中」にあたるかどうか、選考の要素となります。詳しくは、「V. 応募に際しての注意事項」（40～47 ページ）をご参照下さい。

(4) グループリーダー（研究開発の実施の項目ごとに編成されたグループで中心的な役割を果たす参加者）とそのグループについては、選考にあたって領域総括と領域アドバイザーがその必要性等を十分に検討いたします。その結果、提案とその代表者は採択されても、研究開発の実施体制の見直しをお願いすることがあります。

(5) 採択にあたり、応募カテゴリーの変更を求めることがあります。

⁶ 本研究開発領域における「成果」とは、論文や特許の創出を前提とするものではなく、高齢社会に関する具体的な問題解決のための新規的アプローチの提案、または社会に実装し社会の安寧に資するものをいう。

IV. 研究開発プロジェクト提案書の記入要領

次ページ以降を参考にして研究開発プロジェクトの提案書の作成をお願いします。

※文字のサイズやレイアウト等については、評価者の読みやすいものとなるようご配慮下さい。

研究開発プロジェクト提案書の記入要領

「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」

(H22 研究開発プロジェクト_様式 1)

社会技術研究開発事業 研究開発プロジェクト提案書

研究開発プロジェクト名 (20 字程度)			
応募研究開発プログラム	「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」		
フリガナ 研究代表者氏名	生年月日 (西暦)	19 年 月 日 (歳)	(2010 年 4 月 1 日現在)
所属機関	フリガナ 所在地	〒	
	機関名 所属部署名	Tel:	Fax: E-mail:
研究者番号	(科学研究費補助金研究者番号がある方はその番号、ない方は e-Rad (府省共通研究開発管理システム [http://www.e-rad.go.jp/]) へ研究者情報を登録した際に付与される 8 桁の研究者番号を記載して下さい。)		
連絡先	<p>所属機関 ・ その他 (通常連絡を受ける場所を○で囲んで下さい。)</p> <p>その他の場合には、その連絡先を記入して下さい。</p> <p>〒 住所 Tel: Fax: E-mail:</p> <p>緊急の連絡をする場合もありますので、差し支えなければご記入下さい。 自宅 Tel: 携帯 Tel:</p>		
研究開発プロジェクトの規模	<p>・ カテゴリーの選択 (以下のいずれかに○をしてください。)</p> <p>() カテゴリー I () カテゴリー II</p> <p>・ 研究開発期間 年間 総研究開発費 百万円</p>		
3 年までの範囲で記載して下さい。			
カテゴリー I は 10 百万未満/年、カテゴリー II は 20~30 百万円/年程度で記載して下さい。			
提案内容に関するキーワード	<p>研究開発プロジェクトを理解する上で有効なものについて、別添 1 のキーワード表から最も近いと思われるもの 5 つまで選び、“番号”と“キーワード”をご記入下さい。キーワード表に該当するものがない場合は、頭に“*”をつけ、独自にキーワードを記入して下さい。</p> <p>(記入例) No.035 老化 No.224 バリアフリー No.225. ユニバーサルデザイン * ○○○○</p>		
分野	<p>研究開発プロジェクトの分類される研究分野について、別添 2 の研究分野表から最も近いと思われるものについて、主分野は 1 個、副分野は 1~3 個以内を選び、“番号”と“研究区分”をご記入下さい。</p> <p>(記入例) 主分野 No. 301 789 副分野 No. 303 725 No.305 211</p>		

(様式 1 終わり)

研究開発プロジェクト要旨

A4用紙 1枚以内とします。

1. 研究開発プロジェクト名(20字程度)

※どのような研究開発を行うプロジェクトなのかがわかるように、具体的かつ平易な表現を用いてください。

2. 応募研究開発プログラム

「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」

3. 研究代表者氏名

4. 所属機関・役職

5. 研究開発プロジェクト要旨

400字程度で「研究開発プロジェクトの構想」(様式3)の要点をまとめて下さい。提案者自らの研究開発の構想を中心に、背景や将来展望等を明確に記述して下さい。カテゴリーⅡについては実証実験を行うコミュニティを具体的に(名称等)記載して下さい。

本事業への提案は、研究開発プロジェクト1件のみ可能です。

「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」
「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」
に応募される方は、応募様式が異なりますので、別途ダウンロードしてください。

6. 研究開発プロジェクトの達成目標およびカテゴリーの選択

社会の具体的な問題解決に向けて、実施期間終了時まで達成しようとする研究開発の目標を『 _____ 』(3行程度)にお書き下さい。
その上で、どの段階まで達成することを目標とするか、カテゴリーのいずれかを選んで下さい。

『

_____』

・カテゴリーの選択 (以下のいずれかに○をしてください。)

() I : 社会の問題を解決するための選択肢を提示しようとするもの(研究開発のあり方や科学的評価のための指標等の体系化など)

() II : 社会の問題の解決に資する具体的な技術や手法等についてその実証まで行おうとするもの

(様式2 終わり)

研究開発プロジェクトの構想

〔 評価者が理解しやすいように記述して下さい。そのため、必要に応じて図や表も用いて下さい。 〕

I. 研究開発の計画

〔 I-1. ～I-7. まででA4用紙9枚程度を目安とします。 〕

I-1. 研究開発プロジェクトの達成目標

〔 提案する研究開発プロジェクトの達成目標を、本研究開発領域の目標（5 ページ 3-1 参照）との整合性に留意しながら、明確かつ簡潔に記載してください。 〕

I-2. 研究開発プロジェクトの必要性・新規性・先駆的独創性

(1) 本構想の対象となる高齢社会に関する解決すべき問題

〔 本構想の対象となる高齢社会に関する解決すべき問題について、以下の項目を盛り込みつつ、客観的、具体的に記載してください。 〕

- ・現に起こっている問題か、将来起こりうる問題か
- ・誰に起こる、または起こりうる問題か
- ・どのような内容の問題か
- ・その問題を今解決すべき問題であるとする根拠は何か

(2) 研究開発プロジェクトと類似の研究開発や取り組みの動向

〔 本構想で解決を目指す社会の問題に関する内外の研究開発や取り組みの動向を整理し、本構想がそれらの研究開発や取り組みの動向の中でどのように位置づけられるかを記載してください。 〕

(3) 研究開発プロジェクトの必要性

〔 提案する研究開発プロジェクトにおいて、解決を目指す問題が、社会の安寧に資することを明らかにし、研究開発プロジェクトの必要性を記載してください。 〕

(4) 研究開発プロジェクトの新規性・先駆的独創性

〔 本構想の新規性、また本構想がどのような現状の限界への挑戦的な取り組みであるかを具体的に記載してください。 〕

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

(H22 研究開発プロジェクト_様式 3 (続き))

I-3. 研究開発プロジェクトが創出する成果

I-1.に記載した「研究開発プロジェクトの目標」を達成するために、どのような成果を創出しようとするプロジェクトであるか、創出する成果について具体的に記載してください。

I-4. 研究開発領域の目標達成への貢献

本研究開発領域の目標(A)(B)(C) (5 ページ 3-1.参照) の全てまたは一部の達成に向けて、このプロジェクトの成果が果たす役割を記載して下さい。

I-5. 研究開発を実施する対象となるコミュニティの選択について

研究開発を実施する対象となるコミュニティについて、以下の(1)～(5)について具体的に記載してください。

※ 複数のコミュニティを選択する場合には、それぞれのコミュニティについて記載してください。

(1) 当該コミュニティの種類 (行政区、学区、共通の目的・価値に基づいて活動する人々の集まり、企業、コンソーシアム等の団体 など)

(2) 当該コミュニティの特徴

・当該コミュニティの内容
・規模
・構成員の特徴 などについて記載してください

(3) 当該コミュニティにおける現在の問題及び予測される将来の問題

(4) 当該コミュニティを選択した理由

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

(H22 研究開発プロジェクト_様式 3 (続き))

(5) 当該コミュニティに関する特記事項

I-6. 研究開発プロジェクトの具体的な内容と計画

(1) 研究開発プロジェクトの実行可能性

提案する研究開発プロジェクトが実行可能であることを、以下の項目について根拠を明らかにして記載してください。

- ・ コミュニティレベルの資源・インフラ・経済性
- ・ 経済的効率性
- ・ 研究開発遂行力
- ・ 研究開発への協力者の確保
- ・ 法的規制の有無
- ・ 特記事項

(2) 研究開発のマイルストーン

- ・ I-1. で挙げた研究開発プロジェクトの目標の達成へ向けた研究開発のマイルストーン（研究開発途上での達成度の判断基準と時期）を記載してください。
- ・ 研究開発の項目（実施内容）ごとに記載して下さい。

(3) 研究開発を実施する上での障害と解決策

研究開発を実施する上で克服すべきことや障害があるはずですが、まずそれを明確にし、それらを乗り越えるための具体的な方法を記載してください。

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

(H22 研究開発プロジェクト_様式 3 (続き))

(4) 研究開発のスケジュール

- ・ 下記の例を参考に、(3) で示した予想される問題点や解決策を含む、研究開発の主なスケジュールを記載してください。
- ・ 項目は内容に従って適宜設定して下さい。
- ・ 記入例として最長の研究開発期間を例示しています。内容に応じて編集して下さい。

項目	平成 22 年度 (6 ヶ月)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度 (6 ヶ月)
〇〇特性の解析	←→			
〇〇モデルの構築	←→			
データの取得・解析		←→	←→	
法制度的検討		←→		
〇〇手法の開発		←→		
社会実験の実施		←→	←→	
評価実施と効果検証			←→	←→

(5) 研究開発の実施方法

- 上記 (4) で示した項目について、研究開発の実施方法をそれぞれ具体的に記載してください。ただし、社会実験の方法に関しては下記 (6) に、評価方法についてはⅡ―1.に具体的に記載してください。

(6) 実証実験の方法 (カテゴリーⅡのみ記載してください)

- カテゴリーⅡで実証実験を行うにあたり、その実証実験の方法 (対象者、手続き、材料など) を具体的に、詳細に記載してください。

(7) 社会倫理的な問題

- 研究開発プロジェクトを行う上で、どのような諸影響が予測され、研究開発を進める上でどのような配慮をするかを記載してください。
- 倫理的問題に関して、研究開発計画に対する倫理審査が必要な場合は、どの機関で審査を行うか記載してください。

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

(H22 研究開発プロジェクト_様式 3 (続き))

I-7. 研究開発プロジェクト実施の準備状況

提案する研究開発プロジェクトを推進する基盤となる、提案者及び研究開発プロジェクト参加者の以下の項目におけるこれまでの研究開発や取り組みの経緯・現状及び成果について、具体的に記載してください。

(1) 当該コミュニティにおける準備状況

以下の項目について具体的に記載してください。

- ・当該コミュニティに根ざした研究開発の実績
- ・当該コミュニティにおける多様な参画者の連携による活動、研究開発の実績
- ・当該コミュニティにおける本プロジェクト提案に関する説明、取り組み状況
- ・研究開発への協力者との関係の現状

(2) その他の準備状況 (当該コミュニティ以外の研究開発を含む)

以下の項目について具体的に記載してください。

- ・多様な参画者の連携による研究チームの組織運営
- ・コミュニティに根ざした研究開発
- ・人文社会科学系と自然科学系研究者の協働に基づく研究開発
- ・関係自治体の組織的関与及びその継続性を考慮した研究開発
- ・その他予備的な知見やデータ

II. 研究開発の成果の活用・展開と将来展望

II-1~II-2. はA4用紙2枚程度を目安とします。

II-1. 研究開発プロジェクトで創出される成果の科学的評価

提案する研究開発プロジェクトで創出される成果をどのように評価するつもりか、評価方法を記載してください。

II-2. 創出される成果の恩恵を受ける対象者やコミュニティについて

(1) 創出される成果の恩恵を受ける対象者

誰がその成果の恩恵を受けると予測されるか、具体的に記載してください。

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

(H22 研究開発プロジェクト_様式 3 (続き))

(2) 創出される成果の適用可能なコミュニティの範囲

創出される成果は、どのようなコミュニティに適用可能であると予測されるか、根拠と共に具体的に記載してください

(3) 成果の使用方法

その成果がどのように使われると予測されるか

II-3~II-4. はA4用紙2枚程度を目安とします。

II-3. プロジェクト終了後の持続性について (カテゴリーIIのみ記載してください)

本研究開発プロジェクト終了後、創出された成果を持続するための方策について以下の項目について記載してください。

(1) 成果を持続するための担い手

成果を持続するための担い手をどのように見込んでいるか、具体的に記載してください。

(2) 経済的持続性・発展性

成果を持続するために、誰がどのように経済的な支援を行うと見込んでいるか、具体的に記載してください。

(3) 経済的効率性

成果を持続することに関して、現状からのコストダウンになっているか、社会的に膨大なコストを要するものではないか、費用対効果があるか、を具体的に記載してください。

(4) プロジェクト終了時のコミュニティの構成員のニーズの評価方法

プロジェクト終了時、創出された成果を持続させることに対する当該コミュニティの構成員のニーズをどのように評価するつもりであるか、その方法を具体的に記載してください。

II-4. 創出された成果の一般性 (カテゴリーIIのみ記載してください)

成果は広く社会一般に還元できるものであることを明らかにし、将来的な他のコミュニティへの展開、実装における具体的な展望を記載してください。

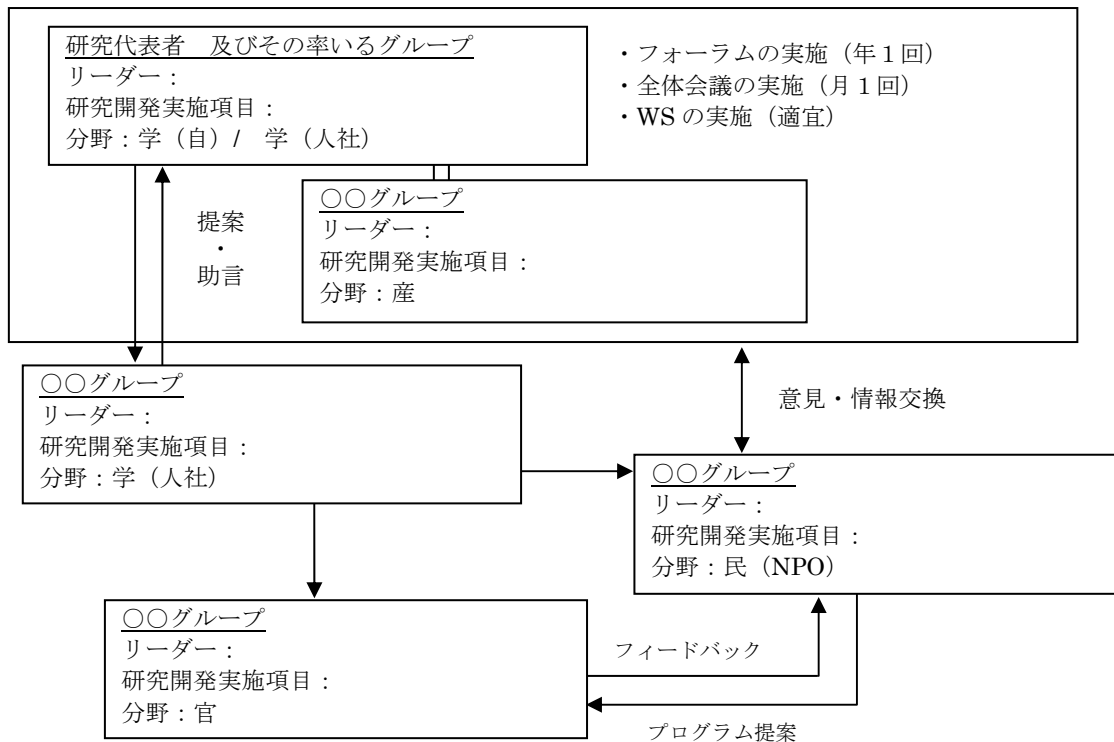
(様式 3 終わり)

研究開発実施体制 1 (研究開発実施体制の構成図)

- ・ 研究開発実施体制については、採択後に見直しをお願いすることがあります。
- ・ 研究開発チームの構成が簡単に分かるように、研究開発の項目（グループ）を単位として **A4用紙2枚程度**に図示して下さい。研究開発実施者以外の協力者がいる場合には、協力者との関係も記載して下さい。
- ・ 様式は問いませんが、役割、相関関係をわかりやすく示して下さい。
- ・ 各グループの分担する研究開発の項目のほか、それぞれのグループでリーダーとして中心的な役割を果たす方の氏名を記入して下さい。
- ・ 「分野」はそれぞれのグループの参加者の分野・役割に応じて、以下の下線の表記のいずれかを記入して下さい。

研究者（自然科学系）	→	<u>学（自）</u>
研究者（人文社会科学系）	→	<u>学（人社）</u>
企業等の産業界	→	<u>産</u>
自治体等の行政機関	→	<u>官</u>
NPO、介護施設など	→	<u>民</u>
- ・ 研究代表者がグループのリーダーを兼ねても結構です。
- ・ 研究開発を実施するコミュニティが複数ある場合には、どの研究グループがどのコミュニティで実施するのかを明記してください。

(例)



- ・ 人文社会科学系、自然科学系研究者間の協働内容について

人文社会科学系、自然科学系研究者の協働の内容を明確に記載してください。

(様式4終わり)

研究開発実施体制 2

(グループごとの研究開発実施者と実施項目の概要)

1. 研究代表者 及びその率いるグループ

(1) 研究開発実施者

研究代表者の研究開発実施項目等をお書き下さい。また、自ら率いるグループがある場合、当該グループのメンバーをお書き下さい。参加者は複数のグループに所属することができるものとします。

(記入例)

氏名	所属	役職(身分)	エフォート	実施項目	分野
研究代表者 〇〇 〇〇	〇〇大学〇〇学部	教授	〇〇%	統括／〇〇の方法 論の構築、評価	学(人社)
〇〇 〇〇※	〇〇大学〇〇学部	准教授		〇〇の技術面での 評価	学(自)
アルバイト 〇名					

- ・ エフォートには、研究開発実施者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究開発の実施に必要となる時間の配分率(%)を記入して下さい。
- ・ エフォートは研究代表者及びグループのリーダーとなる方のみ記入して下さい。
- ・ 「分野」は参加者の分野・役割に応じて、以下の下線の表記のいずれかを記入して下さい。
 - 研究者(自然科学系) → 学(自)
 - 研究者(人文社会科学系) → 学(人社)
 - 企業等の産業界 → 産
 - 自治体等の行政機関 → 宣
 - NPO、介護施設など → 民
- ・ 研究開発実施者のうち、提案時に氏名が確定していない研究開発実施者の場合は、「アルバイト〇名」といった記述でも結構です。
- ・ 研究開発実施者の行は必要に応じて追加して下さい。

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

(H22研究開発プロジェクト_様式5 (続き))

(研究代表者 及びその率いるグループ続き)

(2) 研究開発実施項目及び概要

① 研究開発実施項目

② 概要

当該グループが担当する研究開発の概要、必要性、I-5.で記載した対象とするコミュニティの名称を簡潔に記載してください。

プロジェクトの実施(データ取得、実証実験、ワークショップ等)において、協力を得ることが了解されている地域の市民、組織及び専門家等が既にある場合には、「研究開発への協力者」として記載して下さい(下記の記載例参照)

<記載例>

研究開発への協力者

氏名	所属	役職	(または組織名)	本提案の研究開発への協力内容
□□□□	●×△■	社会福祉協議会	会長	▼△▽▲実施の助言、協力
●×△	生涯発達センター			▼△▽▲実施の協力
△■	町内会			■△●×
●● ●●	▽▽大学	▼▼学部	助教	▼△▽▲検討委員会 外部専門家

③ 研究開発実施者と研究開発への協力者の協働の具体的な方法

研究開発実施者間、及び研究開発実施者と研究開発への協力者、それぞれが協働する具体的な方法について記載して下さい。

④ 研究開発実施者と研究開発への協力者の関係の現状

研究開発実施者と研究開発への協力者との現時点での関係はどのようになっているか、具体的に記載して下さい。

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

2. △△△グループ

(1) 研究開発実施者

・研究開発の項目ごとのグループで記載して下さい。

(記入例)

氏名	所属	役職(身分)	エフォート	実施項目	分野
リーダー 〇〇 〇〇	〇〇大学〇〇学部	教授	〇〇%	〇〇の開発、導入	学(自)
〇〇 〇〇	〇〇研究所〇〇科				
アルバイト 〇名	—				

(2) 研究開発実施項目及び概要

① 研究開発実施項目

② 概要

当該グループが担当する研究開発の概要、必要性、I-5.で記載した対象とするコミュニティの名称を簡潔に記載してください。

プロジェクトの実施(データ取得、実証実験、ワークショップ等)において、協力を得ることが了解されている地域の市民、組織及び専門家等が既にいる場合には、「研究開発への協力者」として記載して下さい(下記の記載例参照)

<記載例>

研究開発への協力者

氏名	所属	役職	(または組織名)	本提案の研究開発への協力内容
□□□□	●×△■	社会福祉協議会	会長	▼△▽▲実施の助言、協力
●×△	生涯発達センター			▼△▽▲実施の協力
△■	町内会			■△●×
●● ●●	▽▽大学	▼▼学部	助教	▼△▽▲検討委員会 外部専門家

③ 研究開発実施者と研究開発への協力者の協働の具体的な方法

研究開発実施者間、及び研究開発実施者と研究開発への協力者、それぞれが協働する具体的な方法について記載して下さい。

④ 研究開発実施者と研究開発への協力者の関係の現状

研究開発実施者と研究開発への協力者との現時点での関係はどのようになっているか、具体的に記載してください。

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

(H22 研究開発プロジェクト_様式 5 (続き))

3. □□□グループ

(1) 研究開発実施者

・研究開発の項目ごとのグループで記載して下さい。

(記入例)

氏名	所属	役職 (身分)	エフォート	実施項目	分野
リーダー ○○ ○○	○○大学○○学部	教授	○○%	○○の開発、導入	学 (自)
○○ ○○	○○研究所○○科				
アルバイト ○名	—				

(2) 研究開発実施項目及び概要

① 研究開発実施項目

② 概要

当該グループが担当する研究開発の概要、必要性、I-5.で記載した対象とするコミュニティの名称を簡潔に記載してください。

プロジェクトの実施 (データ取得、実証実験、ワークショップ等) において、協力を得ることが了解されている地域の市民、組織及び専門家等が既にいる場合には、「研究開発への協力者」として記載して下さい (下記の記載例参照)

<記載例>

研究開発への協力者

氏名	所属	役職	(または組織名)	本提案の研究開発への協力内容
□□□□	●×△■	社会福祉協議会	会長	▼△▽▲実施の助言、協力
●×△	生涯発達センター			▼△▽▲実施の協力
△■	町内会			■△●×
●● ●●	▽▽大学	▼▼学部	助教	▼△▽▲検討委員会 外部専門家

③ 研究開発実施者と研究開発への協力者の協働の具体的な方法

研究開発実施者間、及び研究開発実施者と研究開発への協力者、それぞれが協働する具体的な方法について記載して下さい。

④ 研究開発実施者と研究開発への協力者の関係の現状

研究開発実施者と研究開発への協力者との現時点での関係はどのようになっているか、具体的に記載してください。

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

(H22 研究開発プロジェクト_様式 5 (続き))

4. ◎◎◎グループ

以下、同様に研究開発実施者をグループ別にお書き下さい。

(様式 5 終わり)

関連する取り組みリスト (研究代表者)

—研究代表者の経歴—

〔 学歴や職歴、取り組みや研究開発の内容について、簡単に記載して下さい。 〕

—主要な実績—

近年実施した取り組み、著書、学術論文、雑誌・新聞投稿記事等の成果のうち今回の提案に関連すると思われる重要なもの 10 件以内を選んで、現在から順に実施・発表年次を過去に遡って記入して下さい。提案者本人が代表者・筆頭著者のものについては頭に*印を付けて下さい。

<取り組みの成果の場合>

(実施主体、取り組みの概要、実施した場所、実施期間、成果 等をお書き下さい。)

例. △△県で●●●問題に取り組む NPO 法人◆◆◆ネットワーク (理事長 ◎◎ ◎◎) を◎◎氏と設立し、その理事を務めながら、●●●問題についての△△県◇◇地域の住民と周辺自治体の連携を仲立ちしている。(平成〇年～、△△県◇◇地域)
結果として、~~~~の成果を得た。

例. ◇◇市との協働の下、●●●に関するコンセンサス会議を企画し、開催した。
(平成〇年×月～□月、△△県◇◇地域 計●回)
結果として、~~~~~の条例制定につながった。

<著書・学術論文等の成果の場合>

(著者 (著者は全て記入して下さい。)、発表論文名、掲載誌、巻号、ページ、発表年)

(様式 6 終わり)

関連する取り組みリスト (グループリーダー)

〔 1人につき A4 用紙 1 枚以内として下さい。 〕

ーグループリーダーの経歴ー

〔 学歴や職歴、取り組みや研究開発の内容について、簡単に記載して下さい。 〕

ー主要な実績ー

研究代表者以外のグループリーダーが、近年実施した取り組み、著書、学术论文、雑誌・新聞投稿記事等の成果のうち今回の提案に関連すると思われる重要なもの 5 件以内を選んで、グループリーダー毎に現在から順に実施・発表年次を過去に遡って記入して下さい。

<取り組みの成果の場合>

(実施主体、取り組みの概要、実施した場所、実施期間、成果 等をお書き下さい。)

例. △△県で●●●問題に取り組む NPO 法人◆◆◆ネットワーク (理事長 ◎◎ ◎◎) を◎◎氏と設立し、その理事を務めながら、●●●問題についての△△県◇◇地域の住民と周辺自治体の連携を仲立ちしている。(平成○年～、△△県◇◇地域)
結果として、~~~~の成果を得た。

例. ◇◇市との協働の下、●●●に関するコンセンサス会議を企画し、開催した。
(平成○年×月～□月、△△県◇◇地域 計●回)
結果として、~~~~~の条例制定につながった。

<著書・学术论文等の成果の場合>

(著者 (著者は全て記入して下さい。)、発表論文名、掲載誌、巻号、ページ、発表年)

(様式 7 終わり)

研究開発費の見込み

- ・費目別の研究開発費の見込みを年度ごとに記入して下さい。
- ・面接選考まで残った場合は、機関毎のもの等、さらに詳細な研究開発費の計画を提出していただきます。
- ・採択された場合、記載された「研究開発費の見込み」どおりの研究開発費が配分されるとは限りません。
- ・研究開発費の費目と用途は以下の通りです (52 ページも参照)。
 - 設備費：設備を購入するための経費
 - 材料・消耗品費：材料・消耗品を購入するための経費
 - 旅費：研究代表者や研究参加者の旅費
 - 人件費・諸謝金：研究員・アルバイト等の人件費、諸謝金
 - (研究員等の数)：新たに雇用する予定の研究員、アルバイトの人数
- ・その他：上記以外の経費 (研究成果発表費用、会議費、設備改造費・運搬費等)

(記入例)

○ 費目別の研究開発費の見込み (チーム全体)

	1年度 (H22.10～ H23.3)	2年度 (H23.4～ H24.3)	3年度 (H24.4～ H25.3)	最終年度 (H25.4～ H25.9)	合計 (千円)
設備費	450	1,100	0	0	1,550
主な用途	解析ソフト、PC (解析用)				
材料・消耗品費	500	2,000	2,500	700	5,700
主な用途	シンポジウム用備品				
旅費	250	2,250	2,700	1,500	6,700
主な用途	〇〇地区現地調査				
人件費・諸謝金 (研究員等の数)	3,000 (1)	10,500 (2)	10,500 (2)	7,000 (2)	31,000
主な用途	〇〇に関する専門家の招聘				
その他	800	1,500	1,600	800	4,700
主な用途	シンポジウム開催				
合計 (千円)	5,000	17,350	17,300	10,000	49,650

(次ページへ続く)

研究開発プログラム

「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」

(前ページより続く)

(H22 研究開発プロジェクト_様式 8 (続き))

※ 記入例として最長の研究開発期間を例示しています。提案の内容に応じて編集してください。

※ 「主な使途」は一部のみ例示しています。提案時にはすべての年度、費目欄を埋めてください。

○特記事項

〔 ・ 費目間の比率は最適なものをお考えください。但し、特定の費目が研究開発費総額の 50%を越える場合は、その理由をお書きください。 〕

(様式 8 終わり)

他制度での助成等の有無

- ・ 研究代表者及びグループリーダーが、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度やその他の研究助成等制度での助成等について、制度名ごとに、研究課題名、研究期間、研究費の額、役割等を記入して下さい。
- ・ 記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。
- ・ 面接選考まで残った場合は、最新の他制度の助成状況を提出していただきます。

(記入例)

研究代表者 (提案者) : 氏名 ◇◇ ◇◇

制度名 ¹⁾	課題名	期間	①研究費 ²⁾ (期間全体) ② " (H21 年度) ③ " (H22 年度)	役割 ³⁾ (代表/ 分担)	エフォート (%) ⁴⁾
科学研究費補助金 基盤研究(B)	○○○○○○○○○○ ○○	H19 － H22	①10,000 千円 ②2,500 千円 ③2,000 千円	代表	10
(申請中)○○財団助 成金事業	○○○○○○○○○○ ○○	H22	①1,000 千円 ②0 千円 ③1,000 千円	分担	5
5)					

1) 現在受けている、または採択が決定している助成等について、研究費（期間全体）が多い順に記載して下さい。その後に、申請中・申請予定の助成等を記載して下さい（「制度名」の欄に「(申請中)」などと明記して下さい）。

2) 「研究費」は、ご本人が受給している金額を記載して下さい。

3) 「役割」は、代表または分担等を記載して下さい。

4) 「エフォート」は、年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率 (%) を記載して下さい。

5) 必要に応じて行を増減して下さい。

(次ページへ続く)

研究開発プログラム

「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」

(前ページより続く)

(H22 研究開発プロジェクト_様式 9 (続き))

(記入例)

グループリーダー：氏名 ◆◆ ◆◆

制度名 ①	課題名	期間	①研究費 ②(期間全体) ② " (H21 年度) ③ " (H22 年度)	役割 ③ (代表/ 分担)
▲▲財団公募事業	◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ ◇◇	H20 － H23	①4,000 千円 ②1,000 千円 ③1,000 千円	分担

(記入例)

グループリーダー：氏名 ▲▲ ▲▲

制度名 ①	課題名	期間	①研究費 ②(期間全体) ② " (H21 年度) ③ " (H22 年度)	役割 ③ (代表/ 分担)
科学研究費補助金 萌芽研究	□□□□□□□□□□ □□□	H20 － H22	①3,000 千円 ②1,200 千円 ③1,000 千円	代表

(様式 9 終わり)

特記事項

社会技術研究開発事業に応募した理由、研究開発に際してのご希望、ご事情その他、評価者に伝えたい内容等について、自由に記入して下さい。

- ・ 海外の機関に所属する方が、海外の機関を拠点に実施者としてチームに参加される場合、その理由をこちらに記載して下さい。
- ・ 現在、国内の特定の法人に所属しておらず、研究代表者として採択された場合に国内の法人に所属する予定がある場合に、そのような事情をこちらに記載して下さい。

(様式 10 終わり)

V. 応募に際しての注意事項

1. 提案書記載事項等の情報の取り扱い

- 提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は厳守いたします。詳しくは下記ホームページをご参照下さい。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15HO059.html>

- 採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の研究開発プロジェクトに関する情報（制度名、課題名、所属機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。

研究代表者等の氏名、所属、課題名、及び要旨を公表する予定です。また、採択者の提案書は、採択後の研究開発推進のためにJSTが使用することがあります。

- 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）・政府研究開発データベースへの情報提供

文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じ、内閣府の作成する政府研究開発データベース（※1）に、各種の情報を提供することがあります。なお、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）については、下記ポータルサイトをご参照下さい。

<http://www.e-rad.go.jp/>

- （※1）国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

2. 不合理な重複及び過度の集中の排除

- 不合理な重複・過度の集中を排除するために必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります。（また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。）

【「不合理な重複」及び「過度の集中」について】

（ア）「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分

される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。) に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 1) 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 2) 既に採択され、配分済の競争的研究資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 3) 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- 4) その他これらに準ずる場合

(イ)「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 1) 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 2) 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 3) 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- 4) その他これらに準ずる場合

(「競争的研究資金の適正な執行に関する指針」(平成21年3月27日改正 競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)より)

- 科学研究費補助金など、国や独立行政法人が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合(応募中のものを含む)には、提案書の様式に従ってその内容を記載して頂きます(様式9)。

これらの提案内容やエフォート(研究充当率)(※2)等の情報に基づき、競争的資金等の不合理な重複及び過度の集中があった場合、提案が不採択、採択取り消し、又は研究開発費が減額配分となる場合があります。また、これらの情報に関して不実記載があった場合も、提案が不採択、採択取り消し又は研究開発費が減額配分となる場合があります。

(※2) エフォート(研究充当率)について

総合科学技術会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」に基づきます。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動・管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

- 上記の、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨などから、国や独立行政法人が運用する、他の競争的資金制度等やその他の研究助成等を受けている場合、および採択が決定している場合、同一課題名または内容で本事業に応募することはできません。

なお、応募段階のものについてはこの限りではありませんが、その採択の結果によっては、本事業での提案が選考から除外され、採択の決定が取り消される場合があります。また、本募集での選考途中に他制度への応募の採否が判明した際は、巻頭のお問合せ先まで速やかに連絡して下さい。

3. 研究開発費等の不正な使用等に関する措置

- 本事業において、研究開発費を他の用途に使用したり、JSTから研究開発費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究開発費を受給するなど、本事業の趣旨に反する研究開発費の不正な使用等が行われた場合には、当該研究開発に関して、研究開発の中止、研究開発費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、研究開発費の不正な使用等を行った研究開発等の実施者等（共謀した実施者等を含む）は、一定期間、本事業への応募及び新たな参加が制限されます。
- 国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度（※3 45～46 ページ）、JST が所掌する競争的資金制度以外の事業いずれかにおいて、研究開発費の不正な使用等を行った研究開発等の実施者であって、当該制度において申請及び参加資格の制限が適用された者については、一定期間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。
- 本事業において研究開発費の不正な使用等を行った場合、当該実施者及びそれに共謀した実施者の不正の内容を、他の競争的資金担当者（独立行政法人を含む）に対して情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度（※3 45～46 ページ）において申請及び参加が制限される場合があります。

なお、本事業において、この不正使用等を行った実施者及びそれに共謀した実施者に対しては、不正の程度により、申請及び参加の期間が以下のように制限されます。制限の期間は、原則として、委託費等を返還した年度の翌年度以降 2 年から 5 年間とします。ただし、「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者として新たに研究に参加することを指します。

- ・単純な事務処理の誤りである場合、申請及び参加を制限しない。
- ・本事業による業務以外の用途への使用がない場合、2 年間
- ・本事業による業務以外の用途への使用がある場合、2～5 年間とし、程度に応じて個別に判断される。
- ・提案書類における虚偽申告等、不正な行為による受給である場合、5 年間。

4. 研究開発等の実施機関における研究開発費等の適切な管理・監査の体制整備等について

- 研究開発等の実施機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定）に基づき、機関における委託研究費の管理・監査体制を整備していただく必要があります。

なお、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、下記ホームページをご参照下さい。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/008/houkoku/07020815.htm

- 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について

本事業の契約に当たり、各研究開発実施機関（※4）では標記ガイドラインに基づく研究開発費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての実施状況報告書を提出することが必要です。（実施状況報告書の提出がない場合の研究開発実施は認められません。）

（※4）「社会技術研究開発事業」では、研究代表者が所属する機関のみでなく、研究開発費等の配分を受ける主たる実施者が所属する機関も対象となります。

このため、『『研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）』に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について（通知）』（平成21年9月10日付 科学技術・学術政策局長）の様式に基づいて、原則として研究開発開始（契約締結日）までに、各機関から文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に実施状況報告書が提出されていることが必要です。

実施状況報告書の提出方法の詳細については、下記ホームページ（上記通知文書）をご覧ください。

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/1284645.htm

なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad における「研究機関」の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします。登録には通常2週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上記ホームページに示された提出方法の詳細とあわせ、下記ホームページをご覧ください。

【URL】 <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

実施状況報告書提出後の取扱いについて、文部科学省では、特に、報告書中の必須事項とされた事項についての対応が不適切・不十分である場合は、取組状況に特に問題があるとして取り扱い、問題点を指摘し、改善計画の作成を求めることがあります。その上で、改善計画が実施されないなど問題が解消されないと判断される場合には、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人からの競争的資金等の配分が停止されるなどの措置が講じられることがあります。（なお、必須事項以外の項目についても、報告内容の確認の上、問題点があると認める場合があります。）

- 間接経費の配分を受ける研究開発実施機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間、適切に保管することが必要です。

5. 研究活動の不正行為に対する措置

- 研究活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用など）への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」（平成18年8月8日科学技術・学術審議会研究活動に関する特別委員会）等に基づき、以下の通りとします。なお、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」については、下記ホームページをご参照下さい。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm

- 本事業の研究開発課題に関して、研究活動の不正行為が認められた場合には、研究開発の中止、研究開発費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、以下の者について、一定期間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。
 - ・不正行為があったと認定された研究開発にかかる論文等の不正行為に関与したと認定された著者・共著者及び当該不正行為に関与したと認定された者：不正が認定された年度の翌年から2～10年
 - ・不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究開発に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者：不正が認定された年度の翌年から1～3年
- 国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度（※3）、JSTが所掌する競争的資金制度以外の事業のいずれかにおいて、研究活動の不正行為で処分を受けた

研究開発等の実施者であって、当該制度において申請及び参加資格の制限が適用された研究者等については、一定期間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。

- 本事業において、研究開発活動の不正行為があったと認定された場合、当該研究開発等の実施者の不正行為の内容を、他の競争的資金担当者（独立行政法人を含む）に対して情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度（※3）において申請及び参加が制限される場合があります。

（※3）他の具体的な対象制度は、次の通りです。

<文部科学省関連の競争的資金制度>

- 科学研究費補助金
- 科学技術振興調整費
- 研究拠点形成費等補助金（21世紀COEプログラム）
- 研究拠点形成費等補助金（グローバルCOEプログラム）
- 世界トップレベル研究拠点プログラム（WPIプログラム）
- 地球観測システム構築推進プラン
- 原子力システム研究開発事業
- キーテクノロジー研究開発の推進（ナノテク融合、社会のニーズを踏まえたライフサイエンス、次世代IT、光・量子）
- 海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム
- 原子力基礎基盤戦略研究イニシアティブ
- 人文学及び社会科学における共同研究拠点の整備の推進事業
- 政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究の推進事業～近未来の課題解決を目指した実証的社会科学研究推進事業～
- 戦略的創造研究推進事業
- 社会技術研究開発事業（公募型研究）
- 先端計測分析技術・機器開発事業
- 独創的シーズ展開事業
- 産学共同シーズイノベーション化事業
- 重点地域研究開発推進プログラム
- 地域結集型研究開発プログラム等
- 地球規模課題対応国際科学技術協力事業
- 地域卓越研究者戦略的結集プログラム
- 戦略的国際科学技術協力推進事業（共同研究型）
- 研究成果最適展開支援事業
- 戦略的イノベーション創出推進事業
- 若手研究者ベンチャー創出推進事業

<他府省関連の競争的資金制度>

- 食品健康影響評価技術研究（内閣府）
- 戦略的情報通信研究開発推進制度（総務省）
- 新たな通信・放送事業分野開拓のための先進的技術開発支援（先進技術型研究開発助成金制度）（総務省）
- 民間基盤技術研究促進制度（総務省）

- 消防防災科学技術研究推進制度（総務省）
- 厚生労働科学研究費補助金（厚生労働省）
- 保健医療分野における基礎研究推進事業（厚生労働省）
- イノベーション創出基礎的研究推進事業（農林水産省）
- 新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業（農林水産省）
- 産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業（農林水産省）
- 産業技術研究助成事業（経済産業省）
- 大学発事業創出実用化研究開発事業（経済産業省）
- 石油・天然ガス開発・利用促進型事業（経済産業省）
- 革新的実用原子力技術開発費補助金（経済産業省）
- 地域資源活用型研究開発事業（経済産業省）
- 地域イノベーション創出研究開発事業（経済産業省）
- エネルギー使用合理化技術戦略的開発（経済産業省）
- エコイノベーション推進・革新的温暖化対策技術発掘プログラム（経済産業省）
- 運輸分野における基礎的研究推進制度（国土交通省）
- 建設技術研究開発助成制度（国土交通省）
- 環境技術開発等推進費（環境省）
- 廃棄物処理等科学研究費補助金（環境省）
- 地球環境研究総合推進費（環境省）
- 地球温暖化対策技術開発事業（環境省）

その他、平成22年度に公募を開始する制度も含まれます。なお、上記の取扱及び対象制度は変更される場合がありますので、適宜文部科学省及びJSTのホームページ（<http://www.jst.go.jp/bosyu/notes.html>）等でご確認下さい。

6. その他

- ライフサイエンスに関する研究開発については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守して下さい。研究開発等の実施者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究開発については、必ず所定の手続きを行って下さい。

各府省が定める法令等の主なものは以下の通りですが、このほかにも研究開発内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご留意下さい。

- ・ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成12年法律第146号)
- ・特定胚の取扱いに関する指針（平成21年文部科学省告示第83号）
- ・ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針（平成21年文部科学省告示第84号）
- ・ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）
- ・医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号）
- ・手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について（平成10年厚生科学審議会答申）
- ・疫学研究に関する倫理指針（平成19年文部科学省・厚生労働省告示第1号）
- ・遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号）
- ・臨床研究に関する倫理指針（平成20年厚生労働省告示第415号）

- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）

なお、文部科学省における生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記ホームページをご参照下さい。

ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」ホームページ

<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

- 研究開発等の計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究開発又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行って下さい。
- 上記の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究開発等の中止、研究開発費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。

VI. 事業の概要

本項目は、社会技術研究開発事業の一般的な事項について記載しています。

本要項の 7 ページに記載の通り、研究開発プログラム「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」では「プロジェクト企画調査」は募集しませんので、ご留意下さい。

1. 事業の趣旨

独立行政法人科学技術振興機構（J S T）社会技術研究開発センターは、社会の具体的な問題の解決を通して、新たな社会的・公共的価値の創出を目指します。社会問題の解決に取り組む関与者と研究者が協働するためのネットワークを構築し、競争的環境下で自然科学と人文・社会科学の知識を活用した研究開発を推進して、現実社会の具体的な問題解決に資する成果を得るとともに、得られた成果の社会への活用・展開を図ります。

社会技術研究開発事業は、社会技術研究開発センターにおいて社会問題解決に重要と考えられる研究開発領域を設定し、領域ごとに研究開発プログラムを設定して提案を募集し、選定された研究開発プロジェクトを推進するものです。

2. 事業の概要

- (1) J S Tは、社会問題解決を図る上で推進すべき研究開発領域を設定するとともに、領域ごとにその推進の責任者となる領域総括を指名します。
- (2) 領域ごとに研究開発プログラムを設定し、その目標を達成するための研究開発プロジェクト及びプロジェクト企画調査を募集し、領域総括が領域アドバイザーの協力等を得て選考します。
- (3) 研究開発プロジェクト及びプロジェクト企画調査は、領域総括のマネジメントのもと推進され、J S Tが研究開発活動を支援します。
- (4) 研究開発プロジェクトの成果は可能な限り公開し、社会還元を図ります。
- (5) 採択された研究開発プロジェクト及びプロジェクト企画調査について、評価を行います。

3. 事業の特徴

- (1) 領域総括のマネジメントのもと、研究代表者等、研究開発の実施者が自ら所属する機関等において、現実社会の諸問題の解決に向けた研究開発を推進します。
- (2) 研究代表者は問題解決に取り組む人々と研究者が協働する最適なチームを編成し、研究開発または企画調査を実施します。
- (3) 研究代表者は当該研究開発プロジェクトまたはプロジェクト企画調査の責任者として、リーダーシップを発揮して研究開発または企画調査を推進していただきます。

- (4) 応募された提案内容につき、選考及び採択の過程で、領域総括が目標とするカテゴリーの変更、実施期間・実施体制及び予算等の見直しまたは修正を求め、採択の条件を設定することがあります。また、研究開発プロジェクトの提案をプロジェクト企画調査に変更することを採択の条件とする場合もあります。
- (5) 採択後に領域総括の承認を経て決定される計画書（研究開発費の計画や実施体制を含みます）に基づいて研究開発を開始していただきます。
- (6) 全ての研究開発プロジェクトは、領域アドバイザーの協力を得て、領域総括のマネジメントのもとに推進されます。このため、領域総括及び領域アドバイザーは、プロジェクトの実施者からの定期的な状況報告の聴取や必要に応じて現場視察等を行います。
- (7) 領域総括は、プロジェクトの実施期間中であっても必要があると認めるときは、中止または他のプロジェクトとの統合等を含む研究開発計画の大幅な見直しを研究代表者に求め、または指示します。

4. 領域総括

領域総括は、研究開発領域及び研究開発プログラムの責任者であり、研究開発プロジェクト及びプロジェクト企画調査の選定、研究開発の計画（研究開発費、研究開発実施体制を含む）の調整、研究代表者との意見交換、研究開発への助言、その他必要な手段を通じて研究開発領域及び研究開発プログラムのマネジメントを行います。

5. 研究開発プロジェクト及びプロジェクト企画調査の計画

(1) 研究開発プロジェクト

- a. 採択後、研究代表者には、研究開発プロジェクトの研究開発期間全体を通じた全体研究開発計画書を作成して頂きます。また、年度ごとに年次研究開発計画書を作成して頂きます。研究開発計画には、研究開発費や研究開発実施体制を含みます。
- b. 研究開発計画（全体研究開発計画書及び年次研究開発計画書）は、領域総括の確認、承認を経て決定します。領域総括は選考過程、研究代表者との意見交換、日常の研究開発の進捗把握、評価委員会による評価の結果などをもとに、研究開発計画に対する助言や調整、必要に応じて指示を行います。
- c. 領域総括は、研究開発プログラム全体の目標達成等のため、研究開発プロジェクトの研究開発計画の決定にあたって、研究開発プロジェクト間の調整を行う場合があります。

(2) プロジェクト企画調査

- a. 採択後、研究代表者には、プロジェクト企画調査の期間全体（6ヶ月）につい

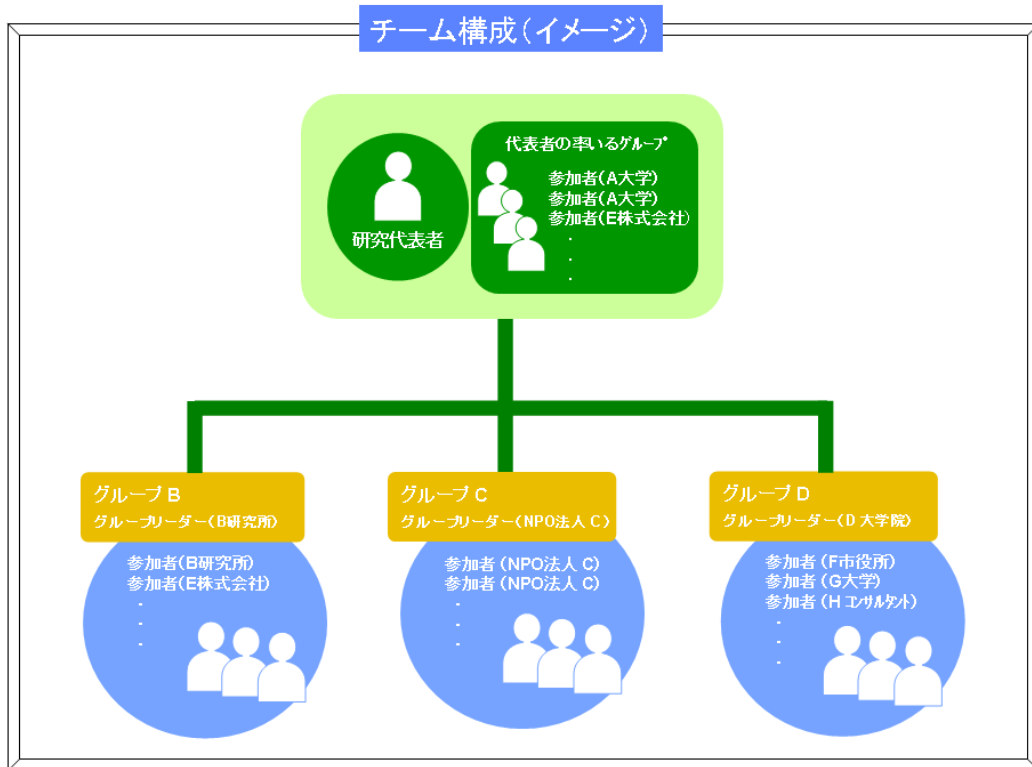
での計画書を作成して頂きます。計画には、企画調査に要する費用や実施体制を含みます。

- b. プロジェクト企画調査では、次年度以降の研究開発プロジェクトの提案を応募するために、構想を具体化し、有効な研究開発計画提案とするための調査検討を行って頂きます。

6. 実施体制

(1) 研究開発プロジェクト

- a. 本事業では、研究代表者を中心として研究開発を進めていただきます。研究代表者には、自らの研究開発構想を実現するために、数名～20名程度からなる研究開発チーム（研究開発を行うため、問題解決に取り組む人々と研究者が協働する集団）を編成し、研究開発を実施していただきます。
- b. 研究開発チームには、研究代表者の所属する機関の研究開発実施者のみならず、他の実施者が所属する機関等を含めることも可能です。
- c. J S Tは、研究代表者や他の実施者の所属する機関等と委託研究契約を締結します。
- d. 研究開発推進上の必要性に応じて、新たに研究開発実施者、或いはその補助者等を研究開発費の範囲内で雇用し、研究開発チームに参加させることが可能です。



(2) プロジェクト企画調査

- a. 研究代表者を中心として企画調査を進めていただきます。研究代表者は、企画調査に必要なチームを編成し、企画調査を実施していただくことができます。企画調査の実施体制は、チームでなく個人でも結構です。
- b. チームには、研究代表者の所属する機関の実施者のみならず、他の実施者が所属する機関等を含めることも可能です。
- c. J S Tは、研究代表者や他の実施者の所属する機関等とそれぞれ委託研究契約を締結します。
- d. 必要性に応じて、新たに補助者等を企画調査費の範囲内で雇用し、チームに参加させることが可能です。

7. 実施拠点

研究開発あるいは企画調査は、実施者の所属する機関を拠点として実施することを原則とします。

8. 研究契約と知的財産権の帰属

- a. 採択後、J S Tは研究代表者及び主たる実施者（※）の所属する機関との間で、原則として委託研究契約を締結します。
(※) 主たる実施者とは、チームを構成する研究開発または企画調査の実施者のうち、研究代表者と異なる機関に所属する実施者を代表する方を指します。
- b. 研究開発または企画調査の実施機関において、J S Tとの委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該実施機関では研究開発費等が使用できないことがあります。詳しくは、「11. 実施機関の責務等」（54～55ページ）を参照して下さい。
- c. J S Tは、委託研究契約に基づき、委託研究費の直接経費の30%を上限とする間接経費を、実施機関に対して別途支払います。
- d. 研究開発により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第19条（日本版バイドール条項）に掲げられた事項を実施機関が遵守すること等を条件として、実施機関に帰属します。

(補足) 委託事業と補助事業の違い

本事業はJ S Tが機関と委託研究契約を締結することにより実施する「委託事業」です。「委託事業」とは、本来国等（本事業においてはJ S T）が行うべき事業について、国等が自ら実施するよりも大学・企業等他の主体が実施した方がより大きな効果が得られると思われる場合に、契約により他の主体に実施を委ねることです。この場合、受託者は委託研究契約及び委託研究契約事務処理説明書に基づき受

託業務を適正に実施する義務があり、委託者はその実施状況を確認します。

これに対し「補助事業」とは、本来大学・企業等が実施している事業について、一定の公共性が認められる場合に申請に基づき国等がその経費の一部を負担するものです。この場合、補助金の交付を受けた側が主体的に事業を実施します。

9. 研究開発費・企画調査費

研究開発費及び企画調査費は、原則としてその全額を委託研究費として、研究代表者及び主たる実施者の所属する機関に執行していただきます。

委託研究費（直接経費）の用途については、次の通りです。

(1) 研究開発費

ア) 委託研究費（直接経費）とは、当該研究開発の遂行に直接必要な経費であり、以下の用途に支出することができます。

- ①物品費：新たに設備・備品・消耗品を購入するための経費
- ②旅費：研究代表者や研究開発実施者の旅費、当該研究開発の遂行に直接的に必要な招聘旅費など

③人件費・謝金：

- ・人件費：当該研究開発を遂行するために新たに雇用する雇用者の人件費
- ・諸謝金：講演依頼謝金など

※実施機関にもともと雇用されている方（既存の教員、職員、社員等）に人件費や謝金を支出することはできません

④その他：上記の他、当該研究開発を遂行するために必要な経費

以下は、具体例

- ・研究開発成果発表費用（論文投稿料、HP作成費用等）
- ・外注費（再委託に該当するものを除く）
- ・機器リース費用、運搬費（専ら当該研究開発に使用する設備等に関するもの）

イ) 以下の経費は委託研究費（直接経費）として支出できません。

- ①当該研究開発プロジェクトの研究開発の目的に合致しないもの
- ②間接経費としての使用が適切と考えられるもの

ウ) その他、委託研究費からの支出が適切か否かの判断が困難な用途がある場合は、JSTへお問い合わせ下さい。

※ JSTでは、委託研究費の柔軟で効率的な執行を実施機関に対して要請するとともに、国費を財源とすることなどから、一部の項目について契約書や事務処理説明書等により、一定のルール・ガイドラインを設けるなどして、適正な執行をお願いしています。

(2) 企画調査費

- ア) 委託研究費（直接経費）とは、当該企画調査の遂行に直接必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。
- ①物品費：新たに消耗品を購入するための経費
 - ②旅 費：研究代表者や研究開発実施者の旅費、当該企画調査の遂行に直接的に必要な招聘旅費など
 - ③人件費・謝金：
 - ・ 諸謝金：講演依頼謝金など
 - ※実施機関にもともと雇用されている方（既存の教員、職員、社員等）に謝金を支出することはできません
 - ④その他：上記の他、当該企画調査を遂行するために必要な経費
- 以下は、具体例
- ・ 外注費（再委託に該当するものを除く）
- イ) 以下の経費は委託研究費（直接経費）として支出できません。
- ①当該プロジェクト企画調査の目的に合致しないもの
 - ②間接経費としての使用が適切と考えられるもの
- ウ) その他、委託研究費からの支出が適切か否かの判断が困難な使途がある場合は、J S Tへお問い合わせ下さい。
- ※ J S Tでは、委託研究費の柔軟で効率的な執行を実施機関に対して要請するとともに、国費を財源とすることなどから、一部の項目について契約書や事務処理説明書等により、一定のルール・ガイドラインを設けるなどして、適正な執行をお願いしています。

J S Tは、直接経費に加え、当該委託研究に関して実施機関にて必要となる管理費等として、直接経費に対する一定比率（30%を上限とする）の間接経費を別途措置して支払います。

10. 採択された研究代表者の責務

a. 関与者のネットワークへの参加

社会技術研究開発センターの構築する社会の問題解決に取り組む関与者と研究者が協働するための人的ネットワークの中で、情報の発信・共有、ワークショップやシンポジウムの企画・開催などにご協力いただきます。

b. 研究開発または企画調査の推進及び管理

研究代表者は、自らの研究開発プロジェクトまたはプロジェクト企画調査の推進上のマネジメント、成果等について、チーム全体に責任を負っていただき

ます。研究代表者には、チーム内の役割分担や責任体制を明確にした上で、研究開発等の着実な推進や統一的な成果の取りまとめに向けて、リーダーシップを持って主導的役割を発揮していただきます。また、計画書の作成や定期的な報告書等の提出、評価等への対応を行っていただきます。

c. チーム全体の研究開発費の管理（チーム全体の企画調査費の管理）

研究開発チーム全体の研究開発費の管理（支出計画とその進捗等）を研究開発実施機関とともに適切に行っていただきます。研究代表者及び主たる研究開発実施者は、研究開発チームのメンバーや、特に社会技術研究開発事業の研究開発費で雇用する研究員等の勤務環境・条件に配慮して下さい。

企画調査の場合も同様に、企画調査チーム全体の企画調査費の管理等を行っていただきます。

d. 研究開発成果のアウトリーチ活動について

領域総括等に研究開発の進捗状況を報告していただきます。また、国費による研究開発であることから、国内外での研究開発成果の発表を積極的に行っていただきます。研究開発実施に伴い、得られた研究開発成果を新聞・雑誌での著作、論文等で発表する場合は、社会技術研究開発事業の成果である旨の記述を行っていただきます。併せて、JSTが国内外で主催するワークショップやシンポジウムに研究開発チームのメンバーとともに参加し、研究開発成果を発表していただきます。

e. JSTと所属機関との契約、その他JSTの諸規定等に従っていただきます。

f. JSTは、研究開発プロジェクト及びプロジェクト企画調査の題名、構成員や研究開発費等の所要の情報を、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)および政府研究開発データベースへ提供することになりますので、予めご了承下さい。また、研究代表者等に各種情報提供をお願いすることがあります。

g. 事業評価、JSTによる経理の調査、国の会計検査、その他各種検査等に対応していただきます。

h. 研究開発終了後一定期間を経過した後に行われる追跡評価に際して、各種情報提供やインタビュー等に対応していただきます。（プロジェクト企画調査については追跡評価は実施しません。）

1.1. 実施機関の責務等

JSTが委託研究契約を締結する研究開発または企画調査の実施機関の要件・責務等は、以下の通りです。

以下を踏まえ、応募に際しては、必要に応じて、関係する実施機関への事前説明や事前承諾を得る等の手配を適切に行ってください。

(1) 研究開発費または企画調査費は、委託研究契約に基づき、その全額を委託研

究費として実施機関に執行していただきます。

- (2) 委託研究契約書及び J S T が定める「委託研究契約事務処理説明書」に基づいて、委託研究費の柔軟で効率的な運用に配慮しつつ、適正な経理事務を行っていただきます。また、J S T に対する所要の報告等、及び J S T による経理の調査や国の会計検査等に対応していただきます。
- (3) 効果的な研究開発推進のため、円滑な委託研究契約締結手続きにご協力下さい。
- (4) 委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 19 条（日本版バイドール条項）が適用されて実施機関に帰属した知的財産権が、出願及び設定登録等される際は、J S T に対して所要の報告をしていただきます。また、第三者に譲渡される際は、J S T の承諾を得ることが必要となっております。
- (5) 委託研究の実施に伴い発生する知的財産権は、実施機関に帰属する旨の契約を当該研究開発等に参加する実施者等と取り交わす、または、その旨を規定する職務規定を整備する必要があります。
- (6) 委託研究契約が締結できない場合には、当該実施機関では研究開発費または企画調査費を使用できないことがあります。
- (7) 実施機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定）に基づき、実施機関における委託研究費の管理・監査体制を整備していただく必要があります。また、その実施状況の報告等をしていただくとともに、体制整備等の状況に関する現地調査が行われる場合には対応いただきます。
- (8) J S T は、営利機関等（民間企業及び J S T が指定する機関）との委託研究契約に先立ち、委託の可否及び委託方法に係る審査を行います。この審査結果によっては、J S T が特に指定する委託方法に従っていただくことがあります。また、財務状況が著しく不安定な場合などは、委託が不可能と判断され、当該実施機関では研究開発費または企画調査費を使用できない場合があり、その際には実施体制の見直し等をしていただくことがあります。

1 2 . 評価等

- (1) 研究開発プロジェクトの評価
 - a. 領域総括は、研究開発の進捗状況や成果を常時把握し、研究開発計画等にフィードバックします。
 - b. 5 年以上の研究開発予定期間を有する研究開発プロジェクトについては、研究開発開始後 3 年程度を目安に中間評価を行います。また、5 年未満の研究開発プロジェクトについても、センターの方針等に基づいて中間評価を実施することがあります。中間評価は評価委員会により、プロジェクトの進捗状

況及び成果の現状、今後の見込みについて評価を行います。

- c. 中間評価の結果に基づき、研究開発の計画の見直し（中止、あるいは、予算及び研究開発実施体制等の修正）を行って頂くことがあります。
- d. 研究開発終了後、評価委員会により事後評価を行います。事後評価は研究開発終了後できるだけ早い時期に行います。
- e. 中間評価及び事後評価は、当該領域に係わる専門家による専門的観点からの評価（ピアレビュー）と、得られた研究開発の成果が投入された資源（資金、人）に対して十分見合ったものであるかという視点での妥当性、社会的意義・効果に関する評価（アカウンタビリティ評価）により行います。

(2) プロジェクト企画調査の評価

領域総括は、プロジェクト企画調査の進捗状況等を把握し、助言を行います。プロジェクト企画調査終了後、できるだけ早い時期に領域総括及び領域アドバイザー等により事後評価を行います。

(3) 研究開発領域及び研究開発プログラムの評価

上記の研究開発プロジェクト及びプロジェクト企画調査の評価とは別に、研究開発領域及び研究開発プログラムを対象とした評価を行います。研究開発領域及び研究開発プログラムの目標の達成へ向けての進捗状況、運営状況等の観点から評価を実施します。

1 3. 海外の機関に所属する者が研究開発プロジェクトまたはプロジェクト企画調査の実施者として参加する場合

次の条件を満たす場合に、海外の実施機関に所属している者が海外の機関を拠点に実施者としてチームに参加することが可能です。

- a. 研究代表者の構想を実現する上で必要不可欠と判断され、海外の機関でなければ実施が困難（不可能）であること。
- b. 当該機関と J S T との間で、一定の条件(※)を満たす契約を締結できること。
なお、海外でのプロジェクト実施を希望される場合は、(様式 10) に海外での実施が必要な理由を記載して下さい。

(※) 一定の条件：少なくとも下記の 2 条件が満たされる必要があります。

- ア. 当該海外機関への間接経費の支払いが、直接経費の 30%を超えないこと。
- イ. 当該海外機関と J S T との間で、知的財産権の共有ができること。

(研究代表者は、国内の研究開発実施機関に所属することが求められます。「Ⅲ. 応募要領 3. 提案者の要件」(13~14 ページ)を参照。)

Ⅶ. 平成22年度 社会技術研究開発事業の提案公募 Q & A

(提案者の要件)

Q 年齢制限はありますか。

A 特に年齢制限は設けておりませんが、実施期間を通じて国内の機関等にて研究開発を実施できる体制がとれることが求められます。

(重複応募)

Q J S Tの他の事業へ既に応募していますが、本事業への応募はできますか。

A 社会技術研究開発事業への応募は可能です。ただし、J S Tが運用する全ての競争的資金制度を通じて、研究代表者等や研究開発実施者等として 研究開発プロジェクト（課題）等への参加が複数となった場合には、研究者のエフォートに応じて研究開発費の減額や、実施する研究開発プロジェクトを1件選択していただくなどの調整を行うことがあります。

(応募時の機関の承認)

Q 提案書申請時に所属機関の承認が必要ですか。

A 必要ありません。ただし、採択後には、J S Tは研究開発または企画調査の実施者の所属機関と委託研究契約を締結します。委託研究契約が締結できない場合は研究開発費または企画調査費を使用できませんのでご注意ください。

(海外の機関での実施について)

Q 海外の機関でなければ実施が困難であるとの判断基準とはどのようなものですか。

A 海外での実施を必要とする場合としては、以下のような場合が想定されます。

- ① 必要な設備が日本になく、海外の機関にしか設置されていない。
- ② 海外でしか実施できないフィールド調査が必要である。
- ③ 研究材料がその研究機関あるいはその場所でしか入手できず、日本へ持ち運ぶことができない。

(面接選考会)

Q 面接選考会はいつ頃行われる予定ですか。

A 日程が決まり次第、社会技術研究開発センター研究開発プログラム提案募集ホームページ (<http://www.ristex.jp/examin/suggestion.html>) でお知らせ致します。

Q 面接選考会の日の都合がつかない場合、面接選考の日程を変更することはできますか。

A 多くの評価者の日程を調整した結果決定した日程ですので、日程の再調整はできません。ご了承ください。

(研究開発費の根拠について)

Q 研究開発提案書に、研究開発費の積算根拠を記載する必要はありますか。

A 必要ありません。面接選考の対象となった方には、機関毎の研究開発費の詳細等を含む補足説明資料の作成を別途していただく予定です。

(研究開発費の記載について)

Q 提案書に記載する「研究開発プロジェクトの規模」「研究開発費の見込み」「プロジェクト企画調査の規模」には、委託研究契約を締結した場合に機関に支払われる間接経費も含む金額を記載するのですか。

A 間接経費は含めません。直接経費のみを記載してください。

Q プログラムの作成などの業務を外部企業等へ外注することは可能ですか。

A 研究開発プロジェクトを推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただしその場合の外注は、研究開発要素を含まない「請負契約」によるものであることが前提です。

(間接経費について)

Q 間接経費は、どのような使途に支出できるのですか。

A 間接経費は、本事業に採択された研究開発プロジェクト及びプロジェクト企画調査に参加する研究者等の研究環境の改善や、研究開発実施機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、研究開発実施機関が充当するための資金です。間接経費の主な使途として、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成21年3月27日改正 競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ)で、以下のように例示されています。

1) 管理部門に係る経費

- －管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- －管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費 等

2) 研究部門に係る経費

- －共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- －当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- －特許関連経費

- －研究棟の整備、維持及び運営経費

- －実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

- －研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

- －設備の整備、維持及び運営経費

- －ネットワークの整備、維持及び運営経費
- －大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費
- －大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
- －図書館の整備、維持及び運営経費
- －ほ場の整備、維持及び運営経費 等

3) その他の関連する事業部門に係る経費

- －研究成果展開事業に係る経費
- －広報事業に係る経費 等

上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

(採択後の異動について)

Q 研究開発実施中に研究代表者の人事異動（昇格・所属機関の異動等）が発生した場合も研究開発を継続できますか。

A 異動先において、当該研究開発が支障なく継続できるという条件で継続は可能です。

(再委託について)

Q J S Tと実施者が所属する機関との研究契約は、研究代表者の所属機関を介した「再委託」（注）の形式をとるのですか。

（注）研究契約における「再委託」とは、J S Tが研究代表者の所属する機関とのみ研究契約を締結し、その代表者の所属機関と共同研究開発実施者の所属機関が研究契約を締結する形式のこと。

A 本事業では研究契約において「再委託」の形式はとっておりません。研究代表者を中心に、問題解決に取り組む人々と研究者らが協働するチームを編成していただきますが、研究契約は、J S Tが各機関と個別に研究契約を締結します。

(その他)

Q 昨年度の採択課題や応募状況について教えてください。

A J S Tのホームページ（<http://www.jst.go.jp/pr/info/info667/index.html>）をご覧ください。

(別添1)

キーワード表

番号	キーワード
001	遺伝子
002	ゲノム
003	蛋白質
004	糖
005	脂質
006	核酸
007	細胞・組織
008	生体分子
009	生体機能利用
010	発生・分化
011	脳・神経
012	動物
013	植物
014	微生物
015	ウイルス
016	行動学
017	進化
018	情報工学
019	プロテオーム
020	トランスレーショナルリサーチ
021	移植・再生医療
022	医療・福祉
023	再生医学
024	食品
025	農林水産物
026	組換え食品
027	バイオテクノロジー
028	痴呆
029	癌
030	糖尿病
031	循環器・高血圧
032	アレルギー・ぜんそく
033	感染症
034	脳神経疾患
035	老化
036	薬剤反応性
037	バイオ関連機器
038	フォトニックネットワーク
039	先端的通信
040	有線アクセス
041	インターネット高度化
042	移動体通信
043	衛星利用ネットワーク
044	暗号・認証等
045	セキュア・ネットワーク

番号	キーワード
046	高信頼性ネットワーク
047	著作権・コンテンツ保護
048	ハイパフォーマンス・コンピューティング
049	ディベンダブル・コンピューティング
050	アルゴリズム
051	モデル化
052	可視化
053	解析・評価
054	記憶方式
055	データストレージ
056	大規模ファイルシステム
057	マルチモーダルインターフェース
058	画像・文章・音声等認識
059	多言語処理
060	自動タブ付け
061	バーチャルリアリティ
062	エージェント
063	スマートセンサ情報システム
064	ソフトウェア開発効率化・安定化
065	ディレクトリ・情報検索
066	コンテンツ・アーカイブ
067	システムオンチップ
068	デバイス設計・製造プロセス
069	高密度実装
070	先端機能デバイス
071	低消費電力・高エネルギー密度
072	ディスプレイ
073	リモートセンシング
074	モニタリング(リモートセンシング以外)
075	大気現象
076	気候変動
077	水圏現象
078	土壌圏現象
079	生物圏現象
080	環境質定量化・予測
081	環境変動
082	有害化学物質
083	廃棄物処理
084	廃棄物再資源化
085	大気汚染防止・浄化
086	水質汚濁・土壌汚染防止・浄化
087	環境分析
088	公害防止・対策
089	生態系修復・整備
090	環境調和型農林水産

番号	キーワード
091	環境調和型都市基盤整備・建築
092	自然共生
093	政策研究
094	磁気記録
095	半導体超微細化
096	超高速情報処理
097	原子分子処理
098	走査プローブ顕微鏡(STM、AFM、STS、SNOM、他)
099	量子ドット
100	量子細線
101	量子井戸
102	超格子
103	分子機械
104	ナノマシン
105	トンネル現象
106	量子コンピュータ
107	DNA コンピュータ
108	スピニエレクトロニクス
109	強相関エレクトロニクス
110	ナノチューブ・フラレン
111	量子閉じ込め
112	自己組織化
113	分子認識
114	少数電子素子
115	高性能レーザー
116	超伝導材料・素子
117	高効率太陽光発電材料・素子
118	量子ビーム
119	光スイッチ
120	フォトニック結晶
121	微小共振器
122	テラヘルツ/赤外材料・素子
123	ナノコンタクト
124	超分子化学
125	MBE、エピタキシャル
126	1分子計測(SMD)
127	光ピンセット
128	(分子) モーター
129	酵素反応
130	共焦点顕微鏡
131	電子顕微鏡
132	超薄膜
133	エネルギー全般
134	再生可能エネルギー
135	原子力エネルギー

番号	キーワード
136	太陽電池
137	太陽光発電
138	風力
139	地熱
140	廃熱利用
141	コージェネレーション
142	メタンハイドレート
143	バイオマス
144	天然ガス
145	省エネルギー
146	新エネルギー
147	エネルギー効率化
148	二酸化炭素排出削減
149	地球温暖化ガス排出削減
150	燃料電池
151	水素
152	電気自動車
153	LNG 車
154	ハイブリッド車
155	超精密計測
156	光源技術
157	精密研磨
158	プラズマ加工
159	マイクロマシン
160	精密部品加工
161	高速プロトタイピング
162	超精密金型転写
163	射出成型
164	高速組立成型
165	高速伝送回路設計
166	微細接続
167	バーチャルリアリティ
168	ヒューマンセンタード生産
169	複数企業共同生産システム
170	品質管理システム
171	低エントロピー化指向製造システム
172	地球変動予測
173	地震
174	火山
175	津波
176	土砂災害
177	集中豪雨
178	高潮
179	洪水
180	火災
181	自然災害

番号	キーワード
182	自然現象観測・予測
183	耐震
184	制震
185	免震
186	防災
187	防災ロボット
188	減災
189	復旧・復興
190	救命
191	消防
192	海上安全
193	非常時通信
194	危機管理
195	リアルタイムマネジメント
196	国土開発
197	国土整備
198	国土保全
199	広域地域
200	生活空間
201	都市整備
202	過密都市
203	水資源
204	水循環
205	流域圏
206	水管理
207	淡水製造
208	湧水
209	延命化
210	長寿命化
211	コスト削減
212	環境対応
213	建設機械
214	建設マネジメント
215	国際協力
216	国際貢献
217	地理情報システム (GIS)
218	交通事故
219	物流
220	次世代交通システム
221	高度道路交通システム (ITS)
222	走行支援道路システム (AHS)
223	交通需要マネジメント
224	バリアフリー
225	ユニバーサルデザイン
226	輸送機器
227	電子航法

番号	キーワード
228	管制
229	ロケット
230	人工衛星
231	再使用型輸送系
232	宇宙インフラ
233	宇宙環境利用
234	衛星通信・放送
235	衛星測位
236	国際宇宙ステーション (ISS)
237	地球観測
238	惑星探査
239	天文
240	宇宙科学
241	上空利用
242	海洋科学
243	海洋開発
244	海洋微生物
245	海洋探査
246	海洋利用
247	海洋保全
248	海洋資源
249	深海環境
250	海洋生態
251	大陸棚
252	極地
253	哲学
254	心理学
255	社会学
256	教育学
257	文化人類学
258	史学
259	文学
260	法学
261	経済学

研究分野表

(別添2)

番号	重点研究分野	研究区分	番号	重点研究分野	研究区分
0101	ライフサイエンス	ゲノム	0501	エネルギー	化石燃料・加工燃料
0102	ライフサイエンス	医学・医療	0502	エネルギー	原子力エネルギー
0103	ライフサイエンス	食料科学・技術	0503	エネルギー	自然エネルギー
0104	ライフサイエンス	脳科学	0504	エネルギー	省エネルギー・エネルギー利用技術
0105	ライフサイエンス	バイオインフォマティクス	0505	エネルギー	環境に対する負荷の軽減
0106	ライフサイエンス	環境・生態	0506	エネルギー	国際社会への協力と貢献
0107	ライフサイエンス	物質生産	0589	エネルギー	共通基礎研究
0189	ライフサイエンス	共通基礎研究	0599	エネルギー	その他
0199	ライフサイエンス	その他	0601	製造技術	高精度技術
0201	情報通信	高速ネットワーク	0602	製造技術	精密部品加工
0202	情報通信	セキュリティ	0603	製造技術	高付加価値極限技術(マイクロマシン等)
0203	情報通信	サービス・アプリケーション	0604	製造技術	環境負荷最小化
0204	情報通信	家電ネットワーク	0605	製造技術	品質管理・製造現場安全確保
0205	情報通信	高速コンピューティング	0606	製造技術	先進的ものづくり
0206	情報通信	シミュレーション	0607	製造技術	医療・福祉機器
0207	情報通信	大容量・高速記憶装置	0608	製造技術	アセンブリープロセス
0208	情報通信	入出力 *1	0609	製造技術	システム
0209	情報通信	認識・意味理解	0689	製造技術	共通基礎研究
0210	情報通信	センサ	0699	製造技術	その他
0211	情報通信	ヒューマンインターフェイス評価	0701	社会基盤	異常自然現象発生メカニズムの研究と予測技術
0212	情報通信	ソフトウェア	0702	社会基盤	災害被害最小化応用技術研究
0213	情報通信	デバイス	0703	社会基盤	超高度防災支援システム
0289	情報通信	共通基礎研究	0704	社会基盤	事故対策技術
0299	情報通信	その他	0705	社会基盤	社会基盤の劣化対策
0301	環境	地球環境	0706	社会基盤	有害危険・危惧物質等安全対策
0302	環境	地域環境	0721	社会基盤	自然と共生した美しい生活空間の再構築
0303	環境	環境リスク	0722	社会基盤	広域地域研究
0304	環境	循環型社会システム	0723	社会基盤	水循環系健全化・総合水管理
0305	環境	生物多様性	0724	社会基盤	新しい人と物の流れに対応する交通システム
0389	環境	共通基礎研究	0725	社会基盤	バリアフリー
0399	環境	その他	0726	社会基盤	ユニバーサルデザイン化
0401	ナノテク・材料	ナノ物質・材料(電子・磁気・光学応用等)	0789	社会基盤	共通基礎研究
0402	ナノテク・材料	ナノ物質・材料(構造材料応用等)	0799	社会基盤	その他
0403	ナノテク・材料	ナノ情報デバイス	0801	フロンティア	宇宙科学(天文を含む)
0404	ナノテク・材料	ナノ医療	0802	フロンティア	宇宙開発利用
0405	ナノテク・材料	ナノバイオロジー	0821	フロンティア	海洋科学
0406	ナノテク・材料	エネルギー・環境応用	0822	フロンティア	海洋開発
0407	ナノテク・材料	表面・界面	0889	フロンティア	共通基礎研究
0408	ナノテク・材料	計測技術・標準	0899	フロンティア	その他
0409	ナノテク・材料	加工・合成・プロセス	0900	人文・社会	
0410	ナノテク・材料	基礎物性	1000	自然科学一般	
0411	ナノテク・材料	計算・理論・シミュレーション			
0412	ナノテク・材料	安全空間創成材料			
0489	ナノテク・材料	共通基礎研究			
0499	ナノテク・材料	その他			

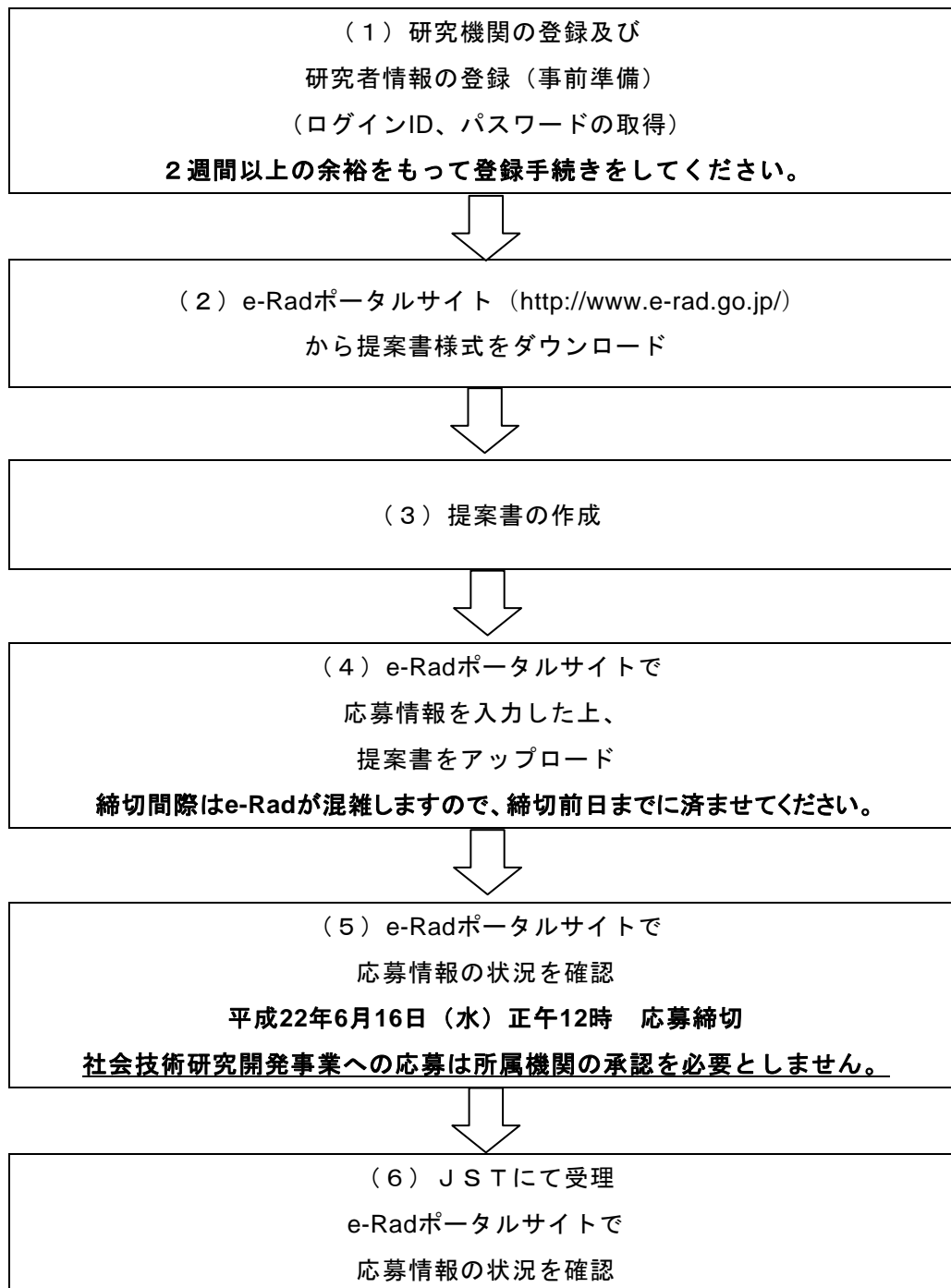
*1: 情報通信システムとの入出力を容易にする技術。ただし、研究区分番号 209～211 を除く。

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について

1. e-Radによる応募

社会技術研究開発事業の提案は、e-Rad により行っていただきます。e-Rad を利用した応募の流れは下図の通りです。

e-Radを利用した応募の流れ



府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは：

各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。「e-Rad」とは、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

2. 利用可能時間帯、問い合わせ先

(1) e-Radの利用可能時間帯

(月～金) 午前6:00～翌午前2:00まで

(土・日曜日) 午後12:00～翌午前2:00まで

なお、祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、e-Radの運用が一時的に停止されることがあります。e-Radの運用が停止される場合は、e-Radポータルサイトにて予め告知されます。

(2) 問い合わせ先

制度に関する問い合わせはJSTにて、e-Radの操作方法に関する問い合わせは、e-Radヘルプデスクにて受け付けます。JST社会技術研究開発センター 研究開発プログラム提案募集ホームページ (<http://www.ristex.jp/examin/suggestion.html>) 及びe-Radポータルサイト

(<http://www.e-rad.go.jp/>) をよく確認した上で、問い合わせてください。

なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

制度・事業に関する問い合わせ及び提出書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST社会技術研究開発センター企画運営室	<お問い合わせはなるべく電子メールでお願いします(お急ぎの場合を除く)> E-mail: pub-t@jst.go.jp 電話番号: 03-5214-0132 (受付時間: 10:00～12:00/13:00～17:00※) ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く
e-Radにおける研究機関・研究者の登録及びe-Radの操作に関するお問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	対象者: 研究機関の事務担当者、研究機関に所属しない研究者 ※ 研究機関に所属する研究者は、研究機関経由でお問い合わせください。 電話番号: 0120-066-877 (フリーダイヤル) 受付時間: 午前 9:30～午後 5:30※ ※ 土曜日、日曜日、祝祭日を除く

3. 具体的な操作方法と注意事項

説明中の画面図は参考です。実際の操作画面とは異なりますので、ご留意下さい。

(1) 研究機関の登録及び研究者情報の登録 (ログイン ID、パスワードの取得)

① 研究機関の登録

- 本制度に応募する提案者が所属する機関は、応募時までに研究機関としてe-Radに登録されている必要があります。

- ・ 研究機関の登録方法については、e-Radポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。
- ・ なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

② 研究者情報の登録

- ・ 「社会技術研究開発事業」の研究代表者として本制度に応募する実施者は、研究者情報をe-Radに登録し、e-RadのログインID、パスワードを取得しておく必要があります（主たる実施者は、応募の際にはe-RadのログインID、パスワードは不要です。ただし、採択時には取得していただく必要があります）。
- ・ 機関に所属している提案者の情報は所属機関の事務担当者が登録します。なお、過去に文部科学省の科学研究費補助金制度で登録されていた研究者情報は、既にe-Radに登録されています。研究者番号等を確認の上、所属情報の追加を行ってください。
- ・ 機関に所属していない提案者の情報は、文部科学省e-Radシステム運用担当が登録しますので、必要な手続きはe-Radポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

③ 個人情報の取扱い

- ・ 応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）する他、e-Radを経由し、内閣府の「政府研究開発データベース」へ提供します。

(2) e-Radポータルサイトから提案書様式をダウンロード

- ・ e-Radポータルサイト（<http://www.e-rad.go.jp>）から、利用規約を必ず確認の上、**研究者用マニュアル（共通）最新版**をダウンロードしてください。

「研究者ログイン」画面

e-Rad 研究者向けページから
e-Rad へログインしてください。

「研究者向けメニュー」画面

「公募一覧」をクリックしてください。



「配分機関情報一覧」画面

独立行政法人科学技術振興機構の「応募情報入力」をクリックしてください。



「受付中公募一覧」画面

該当する公募名から、公募要領、
申請様式をダウンロードしてください。

公募名	公募要領	申請様式			URL	応募受付期間	応募情報入力
		Word (Win)	Word (Mac)	一次書			
日本・デンマーク 戦略的国際科学技術協力推進事業						2008年02月01日 09時00分～2008年04月15日 17時00分	
戦略的創造研究推進事業(さきかけ)「IPS細胞と生命機能」					戦略的創造研究推進事業-平成20年度研究提案募集のご案内	2008年01月28日 14時00分～2008年03月04日 12時00分	
戦略的創造研究推進事業(CREST)「人工多能性幹細胞(iPS細胞)作製・制御等の医療基盤技術」					戦略的創造研究推進事業-平成20年度研究提案募集のご案内	2008年01月28日 14時00分～2008年03月04日 12時00分	

なお、これ以降の e-Rad の具体的な操作方法および注意事項については、下記の提案募集ホームページでご案内いたします。

(<http://www.ristex.jp/examin/suggestion.html>)

社会技術研究開発センター運営協議会
新規研究開発領域事前評価部会
新規研究開発候補に関する事前評価報告書

平成22年3月31日
独立行政法人科学技術振興機構
社会技術研究開発センター運営協議会
新規研究開発領域事前評価部会

目 次

1. 評価の概要	71
1-1 評価対象	71
1-2 評価委員	71
2. 研究開発領域事前評価	72
2-1 総合評価	72
2-2 項目別評価	72
(別添)	
事前評価の際のコメント	76

1. 評価の概要

社会技術研究開発センター運営協議会（第11回、平成21年5月）にて、高齢社会の問題について、社会技術研究開発事業における平成22年度の新規研究開発領域候補とし実現可能性を検討することが承認された。

社会技術研究開発センター（以下、センター）では、当該問題の関与者へのインタビュー、一般からの意見公募、ワークショップ・ワーキンググループ、公開フォーラムでの議論と意見聴取・交換などを通じた調査・検討を実施した。その結果を新規研究開発領域事前評価部会に「高齢社会に関わる新規研究開発領域の概要」として示し、当該内容の妥当性に関するセンターの考えを事前評価項目（社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達 第6条）に沿って「高齢社会に関する新規研究開発領域の概要案に関するセンターの考え方」を提示した。

新規研究開発領域事前評価部会では、平成21年12月～平成22年3月に5回の部会を開催し、センターの検討状況を把握し問題点の指摘（～第3回）、センターの提示案の評価（第4、5回）を実施した。その評価結果を以下の通り取りまとめ、社会技術研究開発センター運営協議会に報告する。

1-1. 評価対象

新規研究開発領域候補「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」

1-2. 評価者

本報告は、専門の事項を調査するためにセンター運営協議会に設置された、新規研究開発領域事前評価部会により作成された。構成員は以下の通りである。

新規研究開発領域事前評価部会 部会委員

	氏名	所属・役職
部会長	森田 朗	東京大学公共政策大学院 教授
副部会長	鳥井 弘之	NPO法人テクノ未来塾 理事長
部会委員	井藤 英喜	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター センター長
部会委員	片桐 恵子	財団法人日本興亜福祉財団 社会老年学研究所 主席研究員
部会委員	菊田 隆	財団法人未来工学研究所 科学技術政策研究センター センター長／主席研究員
部会委員	小林 信一	筑波大学 教授
部会委員	島崎 謙治	政策研究大学院大学 教授
部会委員	杉井 清昌	セコム株式会社 セコム IS 研究所 顧問
部会委員	吉村 洋	財団法人仙台市産業振興事業団 理事／FWBC 事業本部 本部長

2. 研究開発領域事前評価

2-1. 総合評価

一連の評価の結果、「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」研究開発領域を平成22年度当初より開始することは妥当であると判断する。またその推進に当たっては、下記の項目別評価に記した観点に十分留意することを求める。

2-2. 項目別評価

2-2-1. 社会技術研究開発事業の目的に対する合目的性

- (1) 我が国においては、総人口が減少する中で高齢者が増加し、世界に例をみない速度で高齢化率は上昇を続けており、どの国も経験したことのない高齢社会となる。特に、都市部における急速な高齢化や限界集落の急増など、未経験な変化に起因した予測困難な問題が多く起こることが予想される。
- (2) 本研究開発領域では、高齢化率の急増により、既に起こっている問題、将来起こりうる問題を取り上げ、一定のフィールド⁷においてそれらの問題の解決を図るための方法を示したうえで、研究開発を推進することが提案されている。さらに、本領域の活動を我が国における高齢社会の問題解決に関わる取り組みの核とすることや、ネットワーク形成につなげ、継続的な活動や、国内外の他地域へ展開されることの原因力とすることを目標としている。
- (3) 以上の観点から、高齢社会に関する問題を抽出し、それらを解決する、あるいは解決に向けての道筋を明確に示すために本研究開発領域を設定することは、当該事業の目的である「社会の具体的問題の解決を図り、以て社会の安寧に資する」ことに合致していると判断する。
- (4) ただし、高齢社会に関する問題は、人の生き方、価値観、倫理、法律などに密接に関わる問題である。特に社会実験を行うことは、実社会に直接影響を及ぼし、成果が社会に実装された際には、その影響は更に大きいと考える。単に利便性、機能・文化の代替などを追及すれば、上記の観点からも様々な影響が生ずることが容易に予想できる。多角的な観点から考え、解決を目指した問題が「社会の安寧に資する」かに十分に配慮して研究開発プロジェクト（以下、プロジェクト）を選定・採択すると共に、その運営・推進に際しても、十分留意することを求める。

(参考)

社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達 第2条より抜粋

社会技術研究開発事業の目的は、社会における具体的問題の解決を図り、以て社会の安寧に資することにある。

⁷ 都道府県、市区町村、字等の行政区に限らず、小学校区、団地等の地域、共通の目的、価値に基づいて活動する人々の集まりや、企業、コンソーシアム等の団体、関連する職種等のコミュニティに関わる現場も対象とする。

2-2-2. 社会における必要性・優先性

- (1) 上述の通り、我が国の現状を正確に把握し、将来を的確に予測したうえで問題点を洗い出し、いち早く将来の高齢社会に向けた対策をとることが急務である。従って、高齢社会を研究開発の対象とすることは、極めて必要性・優先性が高い。各省庁における既存の研究開発助成は、基礎的な学術研究や行政的要請に基づいた研究、または理工系の要素技術開発に重点が置かれた研究が中心である。また、民間における研究開発助成は、金額、期間とも限定的な場合が多い。しかしながら、高齢社会に関する問題は、諸要素が複雑に絡み合っており、問題解決に資する成果を得るという観点で見た場合、人文学・社会科学系分野を含め分野横断的であることや、研究者と現場の関与者が一体となり取り組むなど、多様な知見や経験が統合されていることが重要となる。つまり、既存の研究開発では高齢社会に関する多種・多様な問題解決に対応しきれていないことは明らかである。
- (2) 以上より、センターが提案するように、問題解決を目的として人文学・社会科学系分野を含めた分野横断的な手法を用い、研究者と現場の関与者が一体となり総合的な研究開発を実施することは、社会における優先性が高いと判断する。
- (3) ただし、助成されるプロジェクトが、これまで見落とされてきた制度、インフラ等や、既存の高齢社会に関する研究開発において取り組みがなされていない「空白領域」に目を向け、技術的のみならず解決方法等に新規性や有効性を有しているかを適切に判断するためには、プロジェクト提案者と領域の運営・推進者の双方に社会を鋭く俯瞰的に捉える能力と高度な専門的知識とが要求される。特にプロジェクトの採択には、これらに十分に配慮した体制で臨むとともに、その運営においてはプロジェクトの進捗と方向性に十分配慮して適切に主導する必要がある。
- (4) また、研究開発領域（以下、領域）及びプロジェクトの成果によって、社会の一部分のみが恩恵にあずかることになっていないか、一般性が担保されているかに関しても十分な配慮が必要である。

2-2-3. 社会における解決可能性

- (1) 高齢社会における具体的な問題の解決に資する成果を得るためには、実現可能性も含め、現実的な解決可能性を追求する必要がある。高齢社会に関する問題は、諸要素が複雑に絡み合っていることから、これまで社会技術研究開発事業において取り組んできた、自然科学と人文学・社会科学の知見や方法に立脚して研究開発を設定し、研究者と現場の関与者が協働して社会実験を伴う実践的研究開発を実施することは、高齢社会に関する問題の解決に有効であると判断する。
- (2) ただし、本領域で実施する研究開発が真に問題解決に資する成果を創出するためには、様々な観点から熟考し課題の採択と推進を着実に実施することが求められる。例えば、
 - ・ コミュニティの観点を意識した研究開発となっているか
(コミュニティレベルの資源・インフラ・経済性を前提とした研究開発であるか)
 - ・ 研究開発の成果が、経済的視点から実現可能か

(社会的に膨大なコストを必要としないか、現状からのコストダウンとなっているか等)

- ・ 研究開発の終了後も、継続可能性があるか
(経済的持続性があるか、社会的倫理に反していないか等)
- ・ 研究開発の成果に一般性があるか
(特定の個人に起因するなど、対象フィールドの特性に依存した成果とならないか)
- ・ 高齢者自身等の視点・考えも十分に考慮されているか

(3) 特に、プロジェクトの採択時には、提案内容が領域の目標に合致しているか、現実的に実装可能性があるか(現状との乖離や理想論になっていないか)、既存の研究開発助成と同じ内容の研究を採択していないかなど、を精査する必要がある。

2-2-4. 政策的要請

(1) 平成21年12月30日に閣議決定された「新成長戦略(基本方針)」では、高齢社会に関連する項目として、以下のことが挙げられている。

① 課題解決型国家を目指した二つのイノベーション

一翼として、少子高齢化対策を掲げている。また、課題を解決する「モデル国」を目指し研究開発力の強化を目指すことや社会変革につながる技術・システムの展開が提唱されている。

② 「ライフ・イノベーションによる健康大国戦略」

医療・介護・健康関連産業の成長産業化、医療・介護技術の研究開発推進、バリアフリー住宅の供給促進などの項目が挙げられている。

③ 「地域における高齢者の安心な暮らしの実現」

地域主導による地域医療の再生、医療・介護・健康関連関係者のネットワーク化による連携、生活支援ツールの整備、生涯学習や教養・知識を吸収するための取り組み、高齢者の起業・雇用、高齢者が有する技術・知識等の次世代検証といった事項が列記されている。

④ 社会システム

「超高齢社会に対応した社会システム」を構築し「高齢社会の先進モデル」を国内外に発信していくことが掲げられている。

(2) さらに、第4期科学技術基本計画検討に向けた論点としても、課題解決型研究のイノベーションの重要性、文理融合の研究の必要性が述べられており、本領域において実施しようとする研究開発は、政策的要請が高く、更に今後もよりいっそう高まることが予想される問題であると判断する。

(3) ただし、社会の変容とともに、高齢社会に関する問題も変化する。本領域においては、絶えず変化する社会的要請、問題を的確に捉え、柔軟に対応することが求められる。また、都市部の高齢化に伴った様々な潜在的な問題など、政策的要請では具体的には示されていないが今後重要となる問題にも目を向け、その解決に向けた取り組みを実施することも要求される。

2-2-5. 研究開発目標の具体性、明確性

(1) 本研究開発領域において、センターでは、以下の3つの目標を設定している。

- ① 具体的問題に関し解決に資する新しい成果の創出
- ② 研究開発の新しい手法や、現場の現状と問題の評価のための指標等の創出
- ③ 研究開発拠点の構築とネットワーク形成、成果の継続的な取り組み、他地域への展開

これらの研究開発目標に加え、プロジェクトの提案に際しては、論文や特許の創出を前提とするのではなく、問題設定および解決のためのアプローチ、解決の方法を明記することを求めている。

(2) 以上より、3つの研究開発目標は、具体的かつ明確であるとともに、プロジェクトの提案に際して問題設定や解決方法を明示することを求めるなど、センターは、研究開発の推進に関しても個別の研究開発の目標が具体的かつ明確なものとなることに留意していると判断する。

(3) ただし、これらはプロジェクトの総和である領域としての目標であるため、各プロジェクトが相互に有機的に補完・協調できるなどの観点に留意して、採択を行うことが必要である。加えて、それぞれのプロジェクトが、ネットワークを構築して密な協力や情報交換が可能となるように、センターが運営・推進に努めることが求められる。

(4) また、研究開発時に社会で実践する際の問題点や、必要とされる学問的知見の欠落などが判明した場合には、その内容を基礎的な研究分野も含め適切な対象にフィードバックすることが求められる。創出された成果を社会に還元することのみならず、学問基盤の構築や知見の向上に資する、もしくは社会システムへの警鐘を促すなど、将来に有効に活用されることに留意することが必要である。

2-2-6. 領域総括候補および領域アドバイザー候補

都合により省略。

2-2-7. その他

(1) 本領域終了後、取り組みが継続され、社会実装に繋がるように、ロードマップの作成・発信など、領域およびセンターが具体的方策・仕組みを検討することを望む。

(別添)

「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」研究開発領域 事前評価の際のコメント

研究開発領域の設定、運営にあたっての留意点として、以下の指摘を受けた。センターとしては、事前評価において指摘された事項を踏まえて、「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」研究開発領域を設定し、運営することとした。

- 高齢社会に関する問題は、人の生き方、価値観、倫理、法律などに密接に関わる問題であるため、多角的な観点から考えて、解決を目指した問題が「社会の安寧に資する」かに十分に配慮して研究開発プロジェクトを選定・採択し、運営・推進に際しても、十分留意することが求められる。
- 助成される研究開発プロジェクトが、技術的のみならず解決方法等に新規性や有効性を有しているかを適切に判断するためには、プロジェクト提案者と領域の運営・推進者の双方に社会を鋭く俯瞰的に捉える能力と高度な専門的知識とが要求される。
- 研究開発領域及び研究開発プロジェクトの成果によって、社会の一部分のみが恩恵にあずかることになっていないか、一般性が担保されているかに関しても十分な配慮が必要である。
- 実施する研究開発が真に問題解決に資する成果を創出するためには、様々な観点から熟考し課題の採択と推進を着実に実施することが求められる。例えば、
 - ・ コミュニティの観点を意識した研究開発となっているか
 - ・ 研究開発の成果が、経済的視点から実現可能か
 - ・ 研究開発の終了後も、継続可能性があるか
 - ・ 研究開発の成果に一般性があるか
 - ・ 高齢者自身等の視点・考えも十分に考慮されているか
- プロジェクトの採択時には、提案内容が領域の目標に合致しているか、現実的に実装可能性があるか、既存の研究開発助成と同じ内容の研究を採択していないかなど、を精査する必要がある。
- 絶えず変化する社会的要請、問題を的確に捉え、柔軟に対応することが求められる。また、都市部の高齢化に伴った様々な潜在的な問題など、政策的要請では具体的には示されていないが今後重要となる問題にも目を向け、その解決に向けた取組みを実施することも要求される。
- 各プロジェクトが相互に有機的に補完・協調できるなどの観点に留意して、採択を行うことが必要である。また、それぞれのプロジェクトが、ネットワークを構築して密な協力や情報交換が可能となるように、センターが運営・推進に努めることが求められる。
- 創出された成果を社会に還元することのみならず、学問基盤の構築や知見の向上に資する、もしくは社会システムへの警鐘を促すなど、将来に有効に活用されることに留意することが必要である。
- 本領域終了後にも取り組みが継続され、社会実装に繋がるように、ロードマップの作成・発信など、領域およびセンターが具体的方策・仕組みを検討することを望む。

- 領域名の「コミュニティでつくる」、「デザイン」等、抽象的な表現であり、何でもありという印象を受けるがそれでよいか。JSTが実施する意義を考える必要がある。
- 日本中で、コミュニティ、家庭、どこも限界を感じている。現状の限界を乗り越えるための事例を研究開発プロジェクトとして出していくのが良いのではないか。
- 研究開発プロジェクト終了後には地方公共団体が自ら予算をつけて対応するような、価値のある成果が出ると期待できるものを厳しく選定し、採択することが必要。
- 企業が研究開発を実施する場合には、特定企業のビジネス拡大に税金が投入される可能性を懸念する。成果を囲い込んでしまうのではなく、広く社会一般に還元することを担保する必要がある。
- ボトムアップで解決するのは社会の流れである。ソーシャルエンタープライズの活動を企業のCSRにつなげるなどして広げる。企業の参画はむしろ必須。NGOの活動に限るとした結果失敗したことは多い。
- 評価の大綱的指針を踏まえ、現状では社会的貢献、副次的貢献、成果の社会での活用・展開が評価項目・基準に含まれているが、これらに準拠しているだけでなく、「社会に役に立ったかどうか」を基準のひとつとして加える必要があるのではないか。